

五所川原圏域三市町国土強靱化地域計画

附属資料

「起きてはならない最悪の事態
(リスクシナリオ)」ごとの対応方策

別紙 五所川原圏域三市町国土強靱化地域計画に関する主な事業(鶴田町)

令和3年3月

鶴田町

目 次

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		頁
1 人命の保護が最大限図られること		
1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	1
1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生 ※海岸がないため津波のリスクなし	—
1-3	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水	13
1-4	土砂災害等による多数の死傷者の発生	21
1-5	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	27
1-6	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生	29
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること		
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	33
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	39
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態	43
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	49
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足	53
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	55
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	63
3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること		
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	67
3-2	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	73
4 経済活動を機能不全に陥らせないこと		
4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	75
4-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	79
4-3	基幹的交通ネットワーク（陸上・海上）の機能停止	83
4-4	食料等の安定供給の停滞	85

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		頁
5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること		
5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	89
5-2	上水道等の長期間にわたる機能停止	93
5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	95
5-4	地域交通ネットワークが分断する事態	99
6 重大な二次災害を発生させないこと		
6-1	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	101
6-2	有害物質の大規模流出・拡散	103
6-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	105
6-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	109
7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること		
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	111
7-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	113
7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	117
7-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	119

別紙 五所川原圏域三市町国土強靱化地域計画に関する主な事業（鶴田町）

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【住宅・病院・学校等の耐震化】			
1	<住宅の耐震化> 住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行おうとする所有者等を支援する制度や有利な融資制度の周知に努めている。		平成27年時点の住宅の耐震化率は46.9%であり、依然、耐震化が行われていない住宅があることから、耐震化を一層促進する必要がある。
2	<大規模建築物・特定建築物の耐震化> 不特定多数の者が利用する大規模建築物等の地震に対する安全性を向上させることにより、建物の倒壊等による利用者への被害拡大を防ぐため、大規模建築物の耐震化の促進に取り組んでいる。		耐震化が行われていない建築物について、耐震化を一層促進する必要がある。
3	<公営住宅の耐震化・老朽化対策> 公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、公営住宅の耐震化や老朽化対策に取り組んでいる。		令和2年現在、公営住宅の耐震化率は58%となっていることから、今後は、安全性を強化・確保するため、改修等による老朽化対策を推進する必要がある。
4	<医療施設の耐震化> 災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化を推進している。	初掲	県と連携し、適正な維持管理・改修等を促進する必要がある。
5	<社会福祉施設等の耐震化> 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	初掲	鶴田町保健福祉センター鶴遊館、小規模特別養護老人ホーム鶴のまどい、グループホーム8カ所の耐震化率は100%となっているが、今後は安全性を強化・確保するため、改修等による老朽化対策を推進する必要がある。
6	<公立学校施設等の耐震化・老朽化対策> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所等としての役割を果たす公立学校施設及び公民館等の地震に対する安全性を向上させるため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。		小学校は町内全小学校を統合し、令和2年4月より新校舎となっている。 中学校は耐震化を完了しているが、経年劣化による外壁等の損耗があり、老朽化対策が必要である。 公民館については、耐震化が図られていないことに加え、経年劣化により損耗があることから、耐震化や老朽化対策が必要である。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物等の耐震化や老朽化対策の推進、幹線道路や緊急輸送道路等の整備・機能強化を図るとともに、住民の避難場所の確保や避難行動要支援者の支援体制構築、消防団の充実、自主防災組織の設立・活性化支援等、空き家対策、地域防災力の向上を図る					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	住宅の耐震化を一層促進するため、引き続き、木造住宅の耐震診断・耐震改修工事等へ補助等を検討する。	県 町	住宅の耐震化率 46,9% (H27) →95,0% (H32)	建設整備課 土木班	
	大規模建築物等の耐震化を一層促進するため、引き続き、県と連携を図りながら、国の防災・安全交付金等を活用し、耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物の耐震改修工事等へ補助を検討する。 また、様々な機会を通じて、建物所有者へ耐震診断・耐震改修の必要性について普及啓発を図る。	県 町	○特定建築物の耐震化率 94.1% (H28) →95.0% (H32)	建設整備課 土木班	
○	公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的かつ効率的に老朽化対策を推進する。	町	町営住宅の長寿命化計画による建替 戸数110戸	建設整備課 土木班	
	引き続き、県と連携し、病院施設の適正な維持管理を促進する。	県 町 施設管理者等			
	県及び町は、社会福祉施設等に係る耐震化のため、引き続き、安全性を強化・確保するため耐震改修や改築の実施を促進する。	県 町 社会福祉法人等		健康保険課 国保介護班 町民生活課 福祉支援班	
	公立学校施設については、児童・生徒等の安全確保及び避難所等としての防災機能の強化を図るため、国の交付金等を活用し老朽改修などを実施する。 公民館については、利用者の安全確保及び避難所等としての防災機能の強化を図るため、引き続き、耐震化及び老朽化対策を実施する。	町	○「鶴田町学校施設の長寿命化計画」の策定 策定済み (H29)	教育委員会 学務総務班 社会教育班	

リスクシナリオ			
1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p><私立学校（児童福祉施設）の耐震化></p> <p>児童の教育・保育の場である私立学校施設・児童福祉施設の安全確保の充実を図るため、施設の耐震化を促進している。</p>		耐震化が行われていない建築物について、耐震化を一層促進する必要がある。
8	<p><建築物等からの二次災害防止対策></p> <p>余震等による二次災害を防止するための被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定については、県等関係機関等の協力を得て対応することとしている。</p>		円滑に建築物や宅地の危険度の判定活動を実施するため具体的な手順等が定められていないことから、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る必要がある。
9	<p><ブロック塀等の安全対策></p> <p>町が管理する施設、学校施設、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検等を実施しており、安全性に問題のある施設については、撤去や改修を進めているほか、社会福祉施設等の施設については、安全対策を働きかけている。</p>		町が管理する施設について安全点検をしたところ、早急に対応が必要な箇所はなかったが、老朽化が進んでいるところもあったため、今後の対応が必要となってくる。
10	<p><学校施設等の非構造部材の耐震化></p> <p>児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所としての役割を果たす学校施設等の安全性の向上を図るため、施設の非構造部材の耐震化を推進する。</p>		中学校は耐震化を完了しているが、経年劣化による外壁等の損耗があり、老朽化対策が必要である。
11	<p><文化財の防災対策の推進></p> <p>地震発生時の倒壊等により人的被害が発生するおそれがある文化財（建造物等）を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の耐震対策や防災設備の整備充実を推進している。</p>		文化財建造物は火災に弱く、耐震性が十分でない可能性があることから、文化財パトロールの実施等により、文化財の保存状況を的確に把握の上、必要となる耐震対策や防火施設整備の強化を推進していく必要がある。
【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】			
12	<p><公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>町所有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の取組を進めている。</p>	初掲	町所有の公共建築物やインフラ施設は、老朽化が進んでおり、長期的な視点で更新、統廃合や長寿命化を計画的に進める必要がある。
13	<p><役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害発生時に防災拠点となる庁舎、消防署は新耐震基準の施設となっている。</p>	初掲	防災拠点となる庁舎、消防署はそれぞれH3、H4に建設されており、新耐震基準の施設となっているが、老朽化が進んでおり、長期的な視点で長寿命化を計画的に進める必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	県及び町は、私立学校施設及び児童福祉施設に係る耐震化のため、引き続き、安全性を強化・確保するため耐震改修や改築の実施を促進する。	県 町 学校法人 社会福祉法人等		町民生活課 福祉支援班	
○	円滑に判定活動を実施するため、県と連携して、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る。	県 町		建設整備課 土木班	
	定期的に安全点検を実施し、計画的に老朽化対策等を推進する。	県 町		建設整備課 土木班	
	利用者の安全確保及び避難所としての防災機能の強化を図るため、建築士等の有資格者による専門的・技術的な点検を実施する。 また、点検の結果、非構造部材の耐震化が図られていない場合は、耐震対策工事等を実施する。	県 町	○「鶴田町学校施設の長寿命化計画」の策定 策定済み（H29）	教育委員会 学務総務班	
	県と連携し、文化財を災害、火災から守るため、防災訓練、消火訓練を定期的に実施し、危機管理意識を強化する。	県 町		教育委員会 社会教育班	
	公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を全庁的に推進する。	町		総務課財務班	
	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に庁舎の維持管理を行う。	町		総務課財務班	

リスクシナリオ			
1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
14	<p><ため池・調整池施設の耐震化・老朽化対策> ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、国・県・土地改良区と連携し、ため池の耐震性能等に関する調査・対策を促進している。</p>	初掲	<p>国・県・土地改良区と連携を図りながら、耐震化・老朽化対策等、今後必要となる対策を促進する必要がある。</p>
【市街地の防災対策】			
15	<p><都市公園における防災対策> 都市公園は、住民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所の確保等に対応するため、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。</p>	初掲	<p>災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園では緊急時に使用可能なソーラー照明設備等が整備されていないことから、整備を促進する必要がある。</p>
16	<p><幹線街路の整備> 市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、国・県と連携して幹線街路の整備を推進している。</p>	初掲	<p>災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携を図りながら、幹線街路の整備を推進する必要がある。</p>
道路施設の防災対策			
17	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	初掲	<p>災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>
18	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	初掲	<p>緊急輸送道路が破損した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>
19	<p><町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	初掲	<p>整備後、相当の年数を経過している農道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。</p>
【空き家対策】			
20	<p><空き家対策> 町内における空き家を有効活用するため、五所川原圏域空き家バンク制度により、空き家の利活用を推進している。</p>		<p>大規模災害発生時における空き家の倒壊による避難路の閉塞や火災発生などの防止が課題であることから、倒壊のおそれ等がある危険な空き家（特定空家）の解体を促すとともに、空き家の適正管理や利活用等を推進する必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	青森県ため池安全・安心力アップ中期プランに基づき、国・県・土地改良区と連携を図りながら、今後必要となる対策を促進する	国 県 町 土地改良区		建設整備課 土木班	
○	引き続き、計画的に公園を整備していくとともに、災害発生時に避難場所や活動拠点を確保するため、都市公園の防災機能の強化に向けて検討を行う。	町		建設整備課 土木班	
	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携を図りながら、幹線街路の整備を推進する。	国 県 町		建設整備課 土木班	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		建設整備課 土木班	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		建設整備課 土木班	
○	農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町		建設整備課 土木班	
	倒壊の恐れ等がある危険な空き家の解体の促進や空き家の適正管理、利活用等を推進するため、県と連携し、空き家の適正管理や利活用を促進するためのサポート体制構築などを行う。	県 町	空き家バンク新規登録物件数 (5件)	総務課人事 行政班	

リスクシナリオ			
1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防火対策・消防力強化】			
21	<p>< 防火対策 ></p> <p>防火意識を啓発するため、毎年春と秋に火災予防運動を実施しているほか、住民や事業所等を対象とした防火教室等を開催している。</p> <p>また、住宅用火災警報器の設置を推進している。</p>		<p>住宅用火災警報器の設置を推進しているものの、鶴田町の設置率は50.7%（R3.2.1現在）となっており、県内平均及び全国平均より大きく下回っている。被害の減少、また防災意識の向上のためにも普及活動を進める必要がある。</p>
22	<p>< 消防力の強化 ></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	初掲	<p>災害に対して効率的、かつ効果的な活動をするため、引き続き施設等の整備を進める。</p> <p>また、応援体制は整備され対応訓練を実施しているものの、応援体制の実働的な部分は未経験なため、対応訓練を実施していく必要がある。</p>
23	<p>< 消防団の充実 ></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p>	初掲	<p>計画的な施設、装備等の更新を図り、定数に達していない団員の確保に努める。</p>
【避難所の指定・確保】			
24	<p>< 指定緊急避難所及び指定避難所の指定 ></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>	初掲	<p>令和2年4月現在で41の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を検討する必要がある。</p>
25	<p>< 福祉避難所の指定・協定締結 ></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。令和2年4月時点で、福祉避難所（民間福祉施設を福祉避難所として指定）は11事業者14施設を指定している。</p>	初掲	<p>大規模災害が発生した場合でも福祉避難所を開設できるよう、連携市町圏内の福祉避難所の拡大に努める必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、引き続き、火災が予防運動を実施するほか、住宅用火災警報器の普及活動を実施する。	県 消防本部 町	第5次鶴田町総合計画後期基本計画 目標値 80.0%	消防署	
	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 町 消防本部		消防署	○
	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町		消防署	
	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の検討を進める。	町	指定緊急避難場所 R 2→4 1カ所 指定緊急避難所 R 2→4 1カ所	総務課	○
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、連携市町と連携を図りながら、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、圏域内の施設福祉避難所の拡大に取り組む。	町 連携市町	令和2年4月時点の福祉避難所14施設	町民生活課 福祉支援班	

リスクシナリオ			
1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
26	<p>< 防災公共の推進 ></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。</p> <p>地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	初掲	避難経路等の把握がされていない。災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。
27	<p>< 福祉施設・学校施設等の安全対策 ></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	初掲	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
【避難行動支援】			
28	<p>< 避難行動要支援者名簿の作成 ></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。</p>	初掲	名簿への登録情報について、変更届が提出されていない等の理由により情報が更新されていない場合があることから、登録情報が最新かどうかを確認する必要がある。
29	<p>< 避難行動要支援者名簿の活用 ></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を行っている。</p>	初掲	避難行動要支援者ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
30	<p>< 自主防災組織の設立・活性化支援 ></p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各地域に設立し、活動の充実強化を図っている。</p>	初掲	さらなる地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図る必要がある。
31	<p>< 防災意識の啓発 ></p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動を通じて啓発を行っている。</p>	初掲	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	引き続き、県と連携を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県 町		総務課人事 行政班	
○	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進めよう指導・助言する。	県 町 事業者		総務課人事 行政班	
○	名簿の登録情報が最新かどうかの確認を行うため、民生委員等による避難行動要支援者との面談等を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	町		町民生活課 福祉支援班	
○	個別計画（個別の避難支援プラン）策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員等を通じた個別計画の策定支援を行う。	町		町民生活課 福祉支援班	
○	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、県と連携を図りながら自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進する。	県 町	自主防災組織カバー世帯率 R2.4時点 56.7%	総務課人事 行政班	
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。	県 町		総務課人事 行政班	

リスクシナリオ			
1 - 1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
32	<p>< 防災訓練の推進 ></p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を検討している。</p>	初掲	<p>近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災会が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。</p>
33	<p>< 地区防災計画策定の推進 ></p> <p>コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行っている。</p>	初掲	<p>地域防災力向上のため、地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行う必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の避難訓練等の支援を実施する。	県町		総務課人事行政班	○
	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行う。	県町		総務課人事行政班	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1 - 3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【河川改修等の治水対策】			
1	<河川改修等の治水対策> 洪水災害に対する安全性の向上を図るため、国と連携し、河川改修等の整備を促進している。		河川氾濫による浸水被害を防ぐため、国と連携し、河川改修や整備等を行う必要がある。
【河川・ダム施設等の防災対策】			
2	<内水危険箇所の被害防止対策> 内水による浸水被害の発生防止と被害軽減を図るため、雨水管渠や排水ポンプ場の対策を推進している。		内水による家屋の浸水被害解消に向けて対策を促進していく必要がある。
3	<ため池・調整池の防災対策> 将来にわたるため池の機能発揮に向けて、国・県・土地改良区と連携し、定期的な点検等を促進している。	初掲	ため池施設の多くは、老朽化による機能低下が進んでいるため、国・県・土地改良区と連携し、施設の損壊、機能不全を防止するため計画的な点検、改修を促進する必要がある。
4	<農業水利施設の防災対策・老朽化対策> 集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るため、農業用排水路等の機能保全に向け、老朽化対策等を実施している。		老朽化等により本来の機能が失われた河川工作物や自然的・社会的条件変化により脆弱化した農業用排水路等があることから、近年の局地的な集中豪雨等の増加も踏まえ、必要な老朽化対策等を実施していく必要がある。
【警戒避難体制の整備】			
5	<洪水ハザードマップの作成> 洪水発生時における住民等の迅速な非難を確保し、被害軽減を図るため、浸水被害想定調査に基づく、洪水ハザードマップを作成している。		洪水発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、住民への周知を継続的に行う必要がある。
6	<内水ハザードマップの作成> 内水による浸水発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、内水ハザードマップの作成を検討している。		洪水発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、内水ハザードマップを作成し、住民等に配布・周知を行う必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
<p>広域的かつ長期的な市街地等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川・ダム施設・ため池等の防災対策の推進、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、救助活動を実施する消防力の向上、ハザードマップによる防災意識の向上等を図る。</p>					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	洪水災害に対する安全性の向上を図るため、国と連携し、計画的かつ効率的な河川改修等を促進する。	国 県 町		建設整備課 土木班	
	内水による被害防止に向けて、国の防災・安全交付金等の活用を検討しながら、浸水対策事業に取り組む。	町	都市浸水対策達成率 93.6%(H31)	建設整備課 土木班	
	ため池について、国・県・土地改良区と連携し、計画的な点検・改修を促進する。	国 県 町 土地改良区		建設整備課 土木班	
○	老朽化した農業用排水路等について、機能不全による被害発生の防止を図るため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。	県 町		建設整備課 土木班	
○	洪水発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川管理者が指定・公表する洪水浸水想定区域を基に洪水ハザードマップを改訂し、住民等に配布・周知を継続する。	町		総務課人事 行政班	
	洪水発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、内水ハザードマップを作成し、住民等に配布・周知を検討する。	町		総務課人事 行政班	

リスクシナリオ			
1 - 3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p><避難指示等発令体制の整備></p> <p>洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を行えるよう、防災関係機関相互の情報伝達網を整備するとともに、雨量、水位等風水害に関する情報を収集する体制の構築に努めている。</p>		<p>災害のおそれがある場合、多くの情報を収集・分析し、それに基づき避難勧告等を発令・伝達しなければならないことから、関係各課との適切な役割分担の体制を構築するとともに、雨量、水位等に関する情報について、河川管理者や気象台等からの専門的な知見を活用できるよう、平時から連携体制を構築していく必要がある。</p>
8	<p><避難指示等の発令基準の見直し></p> <p>町から住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、避難勧告等発令基準を策定している。</p>		<p>国のガイドラインの改訂等があった場合は、適宜、避難勧告等の発令基準を見直していく必要がある。</p>
9	<p><住民等への情報伝達手段の多様化></p> <p>住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災無線、広報車、ホームページ、登録制メール等、多様な伝達手段の確保に努めている。</p>	初掲	<p>避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせしていく必要がある。</p>
10	<p><県・町・防災関係機関における情報伝達></p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	初掲	<p>県、町、防災関係機関間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>
【避難場所の指定・確保】			
11	<p><指定緊急避難所及び指定避難所の指定></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>	1-1 再掲	<p>令和2年4月現在で41の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を検討する必要がある。</p>
12	<p><福祉避難所の指定・協定締結></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。令和2年4月時点で、施設福祉避難所（民間福祉施設を福祉避難所として指定）は11事業者14施設を指定している。</p>	1-1 再掲	<p>大規模災害が発生した場合でも福祉避難所を開設できるように、連携市町圏内の施設福祉避難所の拡大に努める必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	<p>災害のおそれがある場合の関係各課の役割分担について、地域防災計画に基づく災害対策本部運営訓練等により、実効性を検証し、改善を図っていくとともに、河川管理者や気象台等との連携体制を平時から構築する。</p> <p>また、洪水災害に備え、円滑に避難勧告等を発令できるよう、県と連携を図りながら、洪水タイムライン（防災行動計画）の策定やホットライン（緊急時の直通電話）の構築を進める。</p>	県 町		総務課人事 行政班	
○	<p>国のガイドラインの改訂等があった場合は、地域特性を踏まえ、避難勧告等の発令基準の見直しを行う。</p>	町		総務課人事 行政班	
○	<p>さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。</p> <p>また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。</p>	県 町		総務課人事 行政班	
○	<p>災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市町村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p>	県 町		総務課人事 行政班	
○	<p>災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の検討を進める。</p>	町	指定緊急避難場所 R 2→4 1カ所 指定緊急避難所 R 2→4 1カ所	総務課人事 行政班	○
○	<p>災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、連携市町と連携を図りながら、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、圏域内の施設福祉避難所の拡大に取り組む。</p>	町 連携市町	令和2年4月時点の福祉避難所14施設	町民生活課 福祉支援班	

リスクシナリオ			
1 - 3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
13	<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。</p> <p>地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	1-1 より 再掲	災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。
14	<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	1-1 より 再掲	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
15	<p><都市公園における防災対策></p> <p>都市公園は、住民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所の確保等に対応するため、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。</p>	1-1 より 再掲	災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園では緊急時に使用可能なソーラー照明設備が整備されていないことから、整備を促進する必要がある。
【避難行動支援】			
16	<p><避難行動要支援者名簿の作成></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。</p>	1-1 より 再掲	名簿への登録情報について、変更届が提出されていない等の理由により情報が更新されていない場合があることから、登録情報が最新かどうかを確認する必要がある。
17	<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を行っている。</p>	1-1 より 再掲	避難行動要支援者ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	引き続き、県と連携を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県 町		総務課人事 行政班	
	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進めよう指導・助言する。	県 町 事業者		総務課人事 行政班	
○	引き続き、計画的に公園を整備していくとともに、災害発生時に避難場所や活動拠点を確保するため、都市公園の防災機能の強化に向けて検討を行う。	町		建設整備課 土木班	
○	名簿の登録情報が最新かどうかの確認を行うため、民生委員等による避難行動要支援者との面談等を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	町		町民生活課 福祉支援班	
○	個別計画（個別の避難支援プラン）策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員等を通じた個別計画の策定支援を行う。	町		町民生活課 福祉支援班	

リスクシナリオ			
1 - 3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【消防力の強化】			
18	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	1-1 再掲	<p>災害に対して効率的、かつ効果的な活動をするため、引き続き施設等の整備を進める。</p> <p>また、応援体制は整備され対応訓練を実施しているものの、応援体制の実働的な部分は未経験なため、対応訓練を実施していく必要がある。</p>
19	<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p>	1-1 再掲	<p>計画的な施設、装備等の更新を図り、定数に達していない団員の確保に努める。</p>
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
20	<p><水防災意識社会再構築ビジョンの取組></p> <p>岩木川において、堤防の決壊や越水等による大規模な被害に備え、従来のハード対策に加え避難行動・水防活動や「洪水お知らせメール」サービスなど災害情報等のソフト対策を一体的・計画的に取り組むため、河川管理者である国・県と、流域沿川市町村・関係機関が連携して「減災対策協議会」を設立し、対策を推進している。</p>		<p>岩木川減災対策協議会を設立し、氾濫被害の最小化を目指す対策を進めていることから、この取組を国・県とともに継続的に実施していく必要がある。</p>
21	<p><防災意識の啓発></p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動を通じて啓発を行っている。</p>	1-1 再掲	<p>災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>
22	<p><地区防災計画策定の推進></p> <p>コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行っている。</p>	1-1 再掲	<p>地域防災力向上のため、地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行う必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	<p>国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。</p> <p>また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。</p>	県 町 消防本部		消防署	○
	<p>引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。</p>	県 町		消防署	
	<p>堤防の決壊や越水等に伴う大規模な被害に備え、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に進めるため、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を県が管理する二級河川に拡大し、新たに「減災対策協議会」を設立して対策を推進する。</p>	国 県 町		総務課人事 行政班	
○	<p>地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。</p> <p>また、広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。</p>	県 町		総務課人事 行政班	
	<p>地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行う。</p>	県 町		総務課人事 行政班	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【農山村地域における防災対策】			
1	<農山村地域における防災対策> 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	初掲	洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。
2	<ため池・調整池の防災対策> 将来にわたるため池の機能発揮に向けて、国・県・土地改良区と連携し、定期的な点検等を促進している。	1-3 再掲	ため池施設の多くは、老朽化による機能低下が進んでいるため、国・県・土地改良区と連携し、施設の損壊、機能不全を防止するため計画的な点検、改修を促進する必要がある。
【警戒避難体制の整備（火山噴火）】			
3	<岩木山の警戒避難体制の整備> 平成21年7月に常時観測火山に選定された岩木山について、警戒避難体制を整備するため、平成26年11月に設置した岩木山火山防災協議会において、避難計画の作成を行った。		警戒避難体制を整備・維持するため、住民、観光客等を対象とした避難計画の策定を促進する必要がある。
4	<十和田の警戒避難体制の整備> 平成28年12月に常時観測火山に追加された十和田について、警戒避難体制を整備するため、平成25年9月に設置した十和田防災協議会において、火山シナリオ、火山ハザードマップの作成を進めている。		警戒避難体制を整備するため、その前提となる噴火シナリオや火山ハザードマップの作成が必要である。
【避難場所の指定・確保】			
5	<指定緊急避難所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。	1-1 再掲	令和2年4月現在で41の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を検討する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
土砂災害等による多数の死傷者の発生及び県土の脆弱性が高まる事態を防ぐため、警戒避難体制の整備を推進するとともに、ハザードマップによる住民の防災意識の向上等を図る。					
重点項目	対策方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	<p>荒廃地（荒廃するおそれのある場所含む）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。</p> <p>畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。</p>	県 町		建設整備課 土木班	
	ため池について、国・県・土地改良区と連携し、計画的な点検・改修を促進する。	国 県 町 土地改良区		建設整備課 土木班	
	火山防災協議会において避難計画を検討・更新し、県と連携して防災対策の強化を図っていく。	県 町		総務課人事 行政班	
	作成を進めている噴火シナリオ、ハザードマップを踏まえ具体的な防災対応等について検討し、関係機関と連携して防災対策の強化を図っていく。	国 県 町		総務課人事 行政班	
	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の検討を進める。	町	指定緊急避難場所 R 2→4 1カ所 指定緊急避難所 R 2→4 1カ所	総務課人事 行政班	○

リスクシナリオ			
1 - 4 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<p><福祉避難所の指定・協定締結></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。令和2年4月時点で、施設福祉避難所（民間福祉施設を福祉避難所として指定）は11事業者14施設を指定している。</p>	1-1 再掲	大規模災害が発生した場合でも福祉避難所を開設できるよう、連携市町圏内の施設福祉避難所の拡大に努める必要がある。
7	<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。</p> <p>地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	1-1 再掲	災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。
8	<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	1-1 再掲	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
9	<p><都市公園における防災対策></p> <p>都市公園は、住民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所の確保等に対応するため、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。</p>	1-1 再掲	災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園では緊急時に使用可能なソーラー照明設備が整備されていないことから、整備を促進する必要がある。
10	<p><情報通信利用環境の強化></p> <p>災害発生時における情報通信利用環境として、町が管理する施設においてWi-Fiサービスを提供している。</p>	初掲	町が管理する施設におけるWi-Fi利用環境は、役場庁舎、小・中学校及び観光施設の一部に限られ、不十分なところが見受けられるため、町が管理する施設のWi-Fi利用環境の充実を図必要がある。
【避難行動支援】			
11	<p><避難行動要支援者名簿の作成></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。</p>	1-1 再掲	名簿への登録情報について、変更届が提出されていない等の理由により情報が更新されていない場合があることから、登録情報が最新かどうかを確認する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、連携市町と連携を図りながら、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、圏域内の施設福祉避難所の拡大に取り組む。	町 連携市町	令和2年4月時点の福祉避難所14施設	町民生活課 福祉支援班	
	引き続き、県と連携を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県 町		総務課人事 行政班	
○	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進めよう指導・助言する。	県 町 事業者		総務課人事 行政班	
○	引き続き、計画的に公園を整備していくとともに、災害発生時に避難場所や活動拠点を確保するため、都市公園の防災機能の強化に向けて検討を行う。	町		建設整備課 土木班	
	災害発生時委おける情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	町		総務課人事 行政班	
○	名簿の登録情報が最新かどうかの確認を行うため、民生委員等による避難行動要支援者との面談等を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	町		町民生活課 福祉支援班	

リスクシナリオ			
1 - 4 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
12	<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を行っている。</p>	1-1 より 再掲	<p>避難行動要支援者ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。</p>
【消防力の強化】			
13	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	1-1 より 再掲	<p>災害に対して効率的、かつ効果的な活動をするため、引き続き施設等の整備を進める。</p> <p>また、応援体制は整備され対応訓練を実施しているものの、応援体制の実働的な部分は未経験なため、対応訓練を実施していく必要がある。</p>
14	<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団員の確保のため、機能別団員制度を導入し、消防団員の確保に努めている。</p>	1-1 より 再掲	<p>計画的な施設、装備等の更新を図り、定数に達していない団員の確保に努める。</p>
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
15	<p><火山に対する防災意識の啓発></p> <p>火山に対する住民や登山者等の防災意識の向上を図るため、関係機関からなる岩木山火山防災協議会において、火山現象による影響範囲や避難所の位置を示した「火山防災マップ」を作成した。</p>		<p>県と連携を図りながら、避難行動に有効な情報を掲載した火山防災マップ等を活用し、住民や登山者等に防災情報を周知する必要がある。</p>
16	<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各地域に設立し、活動の充実強化を図っている。</p>	1-1 より 再掲	<p>さらなる地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図る必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	個別計画（個別の避難支援プラン）策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員等を通じた個別計画の策定支援を行う。	町		町民生活課 福祉支援班	
	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 町 消防本部		消防署	○
	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町		消防署	
	引き続き、県と連携を図りながら、避難行動に有効な情報を掲載した火山防災マップ等を活用し、住民や登山者等に防災情報を周知する。	町		総務課人事 行政班	
○	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、県と連携を図りながら自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進する。	県 町	自主防災組織カバー世帯率 R2.4時点 56.7%	総務課人事 行政班	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1 - 5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防雪施設の整備】			
1	<防雪施設の整備> 冬期間の安全な道路交通等を確保するため、防雪柵の防雪施設の整備を推進している。		路面凍結により道路等の状況が悪化する箇所があることから、箇所と状況を把握し、整備を進める必要がある。
【道路交通の確保】			
2	<除排雪体制の強化> 降雪等による道路交通の阻害を解消するため、除雪協力業者等の確保に努め、効率的な除雪を実施している。		近年局地的な豪雪・暴風雪による交通傷害等に対応する必要があることから、除雪協力業者を確保するとともに、国・県との連携強化や相互支援体制を構築する必要がある。
【代替交通手段の確保】			
3	<代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有を図っている。	初掲	災害発生時に道路が通行困難となった場合に、円滑に代替交通手段が確保されるよう、市内事業者と情報共有を図る必要がある。
【情報通信の確保】			
4	<情報通信利用環境の強化> 災害発生時における情報通信利用環境として、町が管理する施設においてWi-Fiサービスを提供している。	1-4 再掲	町が管理する施設におけるWi-Fi利用環境は、役場庁舎、小・中学校及び観光施設の一部に限られ、不十分なところが見受けられるため、町が管理する施設のWi-Fi利用環境の充実を図る必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
5	<冬季の防災意識の啓発> 豪雪災害等に対する防災意識の向上及び、雪下ろし事故の防止を図るための対策を検討する。		住民への広報・ホームページ等による注意喚起や情報提供を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、防雪施設の整備や除排雪体制の強化や、代替え交通手段の確保を推進するとともに、広報・ホームページによる冬季の防災意識の啓発を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	冬期間の安全な道路交通確保等に向けて、県と連携を図りながら、雪害対策が必要な箇所を把握し、防雪柵の整備や老朽化対策を実施する。	県 町		建設整備課 土木班	
○	近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応するため、引き続き除雪協力業者を確保するとともに、国・県との連携強化や相互支援体制等の構築に取り組む。	国 県 町		建設整備課 土木班	
○	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図っていくことを検討する。	県 町		総務課人事 行政班	
	災害発生時委おける情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	町		総務課人事 行政班	
	住民への広報・ホームページ等による注意喚起や情報提供を実施する。	町		総務課人事 行政班	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1 - 6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【行政情報連絡体制の強化】			
1	<p>< 県・町・防災関係機関における情報伝達 ></p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	1-3 再掲	<p>県、町、防災関係機関間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>
【住民等への情報伝達の強化】			
2	<p>< 住民等への情報伝達手段の多様化 ></p> <p>住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災無線、広報車、ホームページ、登録制メール等、多様な伝達手段の確保に努めている。</p>	1-3 再掲	<p>避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせしていく必要がある。</p>
3	<p>< 情報通信利用環境の強化 ></p> <p>災害発生時における情報通信利用環境として、町が管理する施設においてWi-Fiサービスを提供している。</p>	1-4 再掲	<p>町が管理する施設におけるWi-Fi利用環境は、役場庁舎、小・中学校及び観光施設の一部に限られ、不十分などところが見受けられるため、町が管理する施設のWi-Fi利用環境の充実を図る必要がある。</p>
4	<p>< 障害者等に対する避難情報伝達 ></p> <p>障がい者等へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、ホームページにより、災害情報メールへの登録方法等を周知している。</p>		<p>障がい者等の要配慮者は、障がいの程度により外部からの情報を得られにくいいため、災害発生情報や避難情報等が障がい者等に迅速に確実に伝わるよう、引き続き災害情報メールへの登録方法等を周知していく必要がある。</p>
5	<p>< 外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化 ></p> <p>外国人を含む観光客に対する防災情報提供として、市が管理する施設等においてWi-Fiサービスを提供している。</p>	初掲	<p>多言語化（英語、中国語、韓国語、やさしい日本語）された防災情報を作成する必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関における情報連絡体制や住民等への情報提供手段の強化を推進するとともに、住民の防災意識の向上や防災教育の推進等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市町村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 町		総務課人事 行政班	
○	さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。 また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。	県 町		総務課人事 行政班	
	災害発生時委における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	町		総務課人事 行政班	
○	障がい者等へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、引き続き、災害情報メールの周知を行うほか、避難情報が確実に伝わるよう伝達手段や体制について検討する。	町		町民生活課 福祉支援班	
	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、多言語による情報の発信について検討する。	町		企画観光課 観光班	

リスクシナリオ			
1 - 6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
6	<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動を通じて啓発を行っている。	1-1 再掲	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
7	<防災情報の入手に関する普及啓発> 災害発生時において、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、各家庭等において日頃から準備しておくべきことについて、ハザードマップ、広報、ホームページを通じて普及啓発を行っている。		災害に伴う大規模停電発生時等においても、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、情報通信環境の変化等も踏まえた普及啓発を検討していく必要がある。
8	<地区防災計画策定の推進> コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行っている。	1-1 再掲	地域防災力向上のため、地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行う必要がある。
【防災教育の推進・学校防災体制の確立】			
9	<防災教育の推進> 児童生徒の防災意識を育成するため、防災教育に関する普及啓発活動の実施等を検討している。		災害発生時の被害を軽減するためには、教職員、児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であることから、防災教育の充実を図っていく必要がある。
10	<学校防災体制の確立> 学校における防災体制の整備等を図るため、各学校において危機管理マニュアルを作成し、避難訓練等を実施している。		危機管理マニュアルについては、社会環境の変化など各学校や地域の実情を踏まえ、必要な見直しを図っていく必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。	県 町		総務課人事 行政班	
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。 また、引き続き、広報やホームページを通じた啓発活動を実施する。	県 町		総務課人事 行政班	
	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行う。	県 町		総務課人事 行政班	
	各学校において、適切な防災教育が実施されるよう、普及啓発活動の充実を図る。	町		総務課人事 行政班	
	各学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、引き続き、危機管理マニュアルの検証や見直しを推進する。	町	○学校危機管理マニュアル 各学校で作成（現状）→随時見直し ○避難訓練の実施 小学校4回/年、中学校2回/年	教育委員会 学務総務班	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2 - 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】			
1	<p><非常物資の備蓄></p> <p>災害発生時に被災者の飲料水を確保するため、庁舎に備蓄を行っている。</p> <p>また、流通在庫備蓄による食料等の調達や資機材等の確保のため、民間事業者と災害応急対策業務に関する協定を締結している。</p>	初掲	<p>引き続き、公的備蓄を進めていくとともに、住民等に家庭内備蓄について啓発する必要がある。</p> <p>また、スーパー、飲料水メーカー等との物資供給に関する協定をさらに推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。</p>
2	<p><災害発生時の物流インフラの確保></p> <p>災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等について、県と連携しながら、道路等の物流インフラの強化策を検討している。</p>		<p>大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断などにより物流機能の低下が懸念されることから、災害に強い物流インフラを確保する必要がある。</p>
3	<p><石油燃料供給の確保></p> <p>県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる医療機関、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。</p>	初掲	<p>災害発生時においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。</p>
4	<p><避難所等への燃料供給の確保></p> <p>災害発生時に避難所等への燃料等供給を確保するため、一般社団法人青森県エルピーガス協会との間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書」を締結している。</p>	初掲	<p>災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、引き続き、一般社団法人青森県エルピーガス協会との連携体制を維持する必要がある。</p>
5	<p><避難所における水等の確保></p> <p>災害発生時における避難所における水を確保するため、水道事業者（町）において、応急給水の体制を整え、応急給水資機材の整備を行うと共に、水道災害相互応援協定により圏内水道事業者が相互に水道施設の復旧と、運搬給水等による水の確保について応援することとしている。</p> <p>また、流通在庫備蓄による飲料水の確保のため、民間事業者と災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。</p>		<p>物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないよう、避難所で必要となる水等の物資について、水道の応急対策の強化、多様な水源の利用の普及推進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築など、水等の確保に向けた取組が必要である。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、支援物資等の供給体制の確保や水道施設・物流関連施設の防災対策の推進を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、物資供給に関する協定の締結を推進する。	県 町		総務課人事 行政班	
○	災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県が進めている防災物流インフラ強化計画の策定に協力するとともに、計画策定後は、本計画に基づき県と連携しながら危険箇所対策を検討する。	県 町		総務課人事 行政班	
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行う。	県 町		総務課人事 行政班	
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に燃料が供給されるよう、連絡体制に係る情報更新を行う。	町		総務課人事 行政班	
○	災害発生時における避難所の水等を確保するため、引き続き水道事業者等の関係事業者と応急給水等に向けた連携を高め、多様な水源の利用について普及を図るとともに、住民へ飲料水の備蓄や非常用持ち出し袋の準備等を啓発することに加え、町民の備蓄の補完としての公助による飲料水等の備蓄を進める。 また、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を行う。			総務課人事 行政班	○

リスクシナリオ			
2 - 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<p><災害応援の受入体制の構築></p> <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>	初掲	<p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。</p> <p>特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。</p>
7	<p><救援物資等の受入体制の構築></p> <p>災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。</p>	初掲	<p>協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。</p>
8	<p><要配慮者（難病疾患等）への医療的支援></p> <p>在宅で人工呼吸器等を使用している難病患者や小児慢性特定疾病患者等が、災害発生時も継続治療ができるようにするため、患者の把握に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等を確認し、必要な助言を行っている。</p>		<p>患者の把握に努めるとともに、停電時の予備電源の確保や長期停電に対する対応を再確認し、対応の強化していく必要がある。</p>
9	<p><災害用医薬品等の確保></p> <p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めているほか、薬局等と医薬品の供給に関する協定を締結している。</p> <p>なお、医薬品や医療機器、医療用ガス等が不足する場合は、県が関係団体等と供給協定等を締結していることから、県へ供給要請を行うこととしている。</p>		<p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等の確保に向けて、協定等が有効に機能するよう、引き続き、関係機関等と連携していく必要がある。</p>
【水道施設の防災対策】			
10	<p><水道施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。</p>	初掲	<p>人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネジメント（資産管理）を活用し、施策を推進する必要がある。</p>
11	<p><応急給水資機材の整備></p> <p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。</p>	初掲	<p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っていく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
 リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	引き続き、応援機関の受入環境を整備するとともに、連絡・要請等の実施手順や手続等を確認し、訓練・研修等によりその実効性を高める。 また、緊急災害対策派遣隊(TEC-RORCE)等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町		総務課人事 行政班	
○	物資等の受援を円滑に実施するための、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制を構築する。	町		総務課人事 行政班	
	在宅で人工呼吸等を使用している患者の名簿作成・更新に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を行う。 透析患者については、受入可能な医療機関に関する情報を提供するための体制を構築するとともに、関係機関との連携強化を図る。	町		健康保険課 健康長寿班	
○	災害時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、防災訓練の実施などにより、関係会館等との連携体制を強化していく。	町		総務課人事 行政班	
	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を検討する。	水道事業 団	鶴田町水道事業ビジョン (H27)	建設整備課 上下水道班	
	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材(応急給水)の更新を図る。	水道事業 団	鶴田町水道事業ビジョン (H27)	建設整備課 上下水道班	

リスクシナリオ			
2 - 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
12	<p><水道施設の応急対策></p> <p>災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図っている。</p>	初掲	<p>災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水を再開するため、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図る必要がある。</p>
【道路施設の防災対策】			
13	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	<p>災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>
14	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	<p>緊急輸送道路が破損した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>
15	<p><町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 より 再掲	<p>整備後、相当の年数を経過している農道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。</p>
16	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p> <p>また、重要物流道路及び代替補・完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	初掲	<p>地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。</p>
食料生産体制の強化			
17	<p><食料生産体制の強化></p> <p>農業については、荒廃農地の発生防止と、農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。</p>	初掲	<p>農業については、水稲、果物、野菜、花き、畑作物等多彩な農業生産が行われ、中でもコムとリンゴが主幹作物となっている。</p> <p>災害発生時においても農産物が安定提供できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。</p>
18	<p><農業・水産施設の老朽化対策></p> <p>農作物の安定供給のため、農業・漁港施設の老朽化対策を行っている。</p>	初掲	<p>農作物の安定供給のため、関係機関と協議しながら農業施設の老朽化対策を実施していく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
 リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水を再開するために引き続き、応急復旧体制の見直し、及び災害用備蓄資材（応急復旧）の更新を図る。	水道事業団		建設整備課 上下水道班	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		建設整備課 土木班	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		建設整備課 土木班	
○	農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町		建設整備課 土木班	
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 町		建設整備課 土木班	
	農業については、農業の振興と持続的発展を図るため、「第5次鶴田町総合計画」に基づき、自らの発想と戦略による特色ある農業施策を推進する。	町		産業課農業 振興班	
	引き続き、農作物の安定供給のため、関係機関と協議しながら農業施設を実施していく。	県 町 土地改良区		産業課農業 振興班	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【集落の孤立防止対策】			
1	<集落の孤立防止対策> 災害発生時において、人命を守ることを最優先に、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の「防災公共」の取組を県と一体となって推進している。		防災公共推進計画を策定するに当たり、平成24年度に当町の孤立するおそれのある集落等について検討を行った結果、各拠点とのアクセスが確保されており、孤立する集落等はないが、近年多発する集中豪雨等により、想定外の事態が起こりうる可能性もあるため、引き続き、孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路、橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいく必要がある。
【孤立集落発生時の支援体制の構築】			
2	<孤立集落発生時の支援体制の確保> 孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送等の支援が必要となるため、市町村間の広域連携の観点から、他自治体との相互応援協定を締結している。		多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、関係機関による支援体制を確保する必要がある。
【代替交通・輸送手段の確保】			
3	<代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有を図る。	1-5	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図る必要がある。
4	<代替輸送手段の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有を図る。	初掲	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図る必要がある。
【情報通信の確保】			
5	<情報通信利用環境の強化> 災害発生時における情報通信利用環境として、町が管理する施設においてWi-Fiサービスを提供している。	1-4 より 再掲	町が管理する施設におけるWi-Fi利用環境は、役場庁舎、小・中学校及び観光施設の一部に限られ、不十分なところが見受けられるため、町が管理する施設のWi-Fi利用環境の充実を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある集落の把握や、これに通じる道路施設の防災対策を推進するとともに、代替交通・輸送手段の確保等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時の集落の孤立防止に向けて、県との連携を図りながら、引き続き、孤立の恐れがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握のうえ、必要な対策を実施する。	県 町		総務課人事 行政班	
	県及び周辺市町村や防災関係機関と連携し、孤立集落発生時に支援する内容について検討する。	県 町		総務課人事 行政班	○
○	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図っていくことを検討する。	県 町		総務課人事 行政班	
○	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図っていくことを検討する。	県 町		総務課人事 行政班	
	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	町		総務課財務 班	

リスクシナリオ			
2 - 2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
6	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	<p>災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>
7	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	<p>緊急輸送道路が破損した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>
8	<p><町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 より 再掲	<p>整備後、相当の年数を経過している農道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。</p>
9	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p> <p>また、重要物流道路及び代替補・完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	2-1 より 再掲	<p>地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		建設整備課 土木班	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		建設整備課 土木班	
○	農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町		建設整備課 土木班	
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 町		建設整備課 土木班	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防災関連施設の耐震化・老朽化対策】			
1	<役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎、消防署は新耐震基準の施設となっている。	1-1 より 再掲	防災拠点となる庁舎、消防署はそれぞれH3、H4に建設されており、新耐震基準の施設となっているが、老朽化が進んでおり、長期的な視点で長寿命化を計画的に進める必要がある。
【災害対策本部等機能の強化】			
2	<災害対策本部機能の強化策> 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講じるために設置する災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。	初掲	災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。
【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】			
3	<災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化> 災害発生時に県内の消防力では対処できない場合に消防庁を通して出動される緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、青森県緊急消防援助隊受援計画を策定している。 また、北海道東北各県持ち回りで緊急消防援助隊のブロック訓練を実施している。		これまでに受援体制を行ったことが無いことから、緊急消防援助隊ブロック訓練等への参加により、災害時の対応力を高めていく必要がある。
4	<防災航空隊への航空支援> 大規模災害発生時、緊急消防援助隊航空部隊等の応援を受ける場合、航空部隊が円滑に活動できるよう、県内の消防機関と青森県防災航空隊経験者を航空支援員として派遣する協定を締結している。		これまで航空支援員を派遣するような事態が発生していないことから、災害時における対応の実効性を高める必要がある。
5	<医療従事者確保に係る連携体制> 町内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含め県へ応援を要請することとしている。	初掲	他市町村への応援および必要に応じて災害時派遣医療チーム（DMAT）の受け入れ及び指揮することになるため、関係機関との情報共有するための体制づくりを強化していく必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
自衛隊、警察、消防、海保等有する救助・救急活動等の能力を十分に発揮できない事態や、被災等により動できない事態を防ぐため、防災関連施設の耐震化・老朽化対策等を推進するとともに、関係機関の連携強化、救急・救助体制の強化や受援体制の構築等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に庁舎の維持管理を行う。	町		総務課財務班	
○	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	町		総務課人事行政班	
	災害発生時に緊急消防援助隊の受入れを円滑に行うため、北海道東北ブロック訓練を開催・参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める。	県 町		消防署	
	大規模災害時に航空小隊が円滑に活動できるよう、航空支援員の活動も想定した訓練を実施し、災害時における対応力を高める。	県 町		消防署	
	災害発生時の医療提供体制確保のため、県や圏域で行われる会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制の強化を図る。	町		健康保険課 健康長寿班	

リスクシナリオ			
2 - 3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<p><総合防災訓練の実施></p> <p>大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加の総合防災訓練を検討している。</p>	初掲	<p>近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の充実に向け、訓練を行っていく必要がある。</p>
7	<p><図上訓練の実施></p> <p>災害対策本部の運営や防災関係機関との連携等、各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練の実施方法を研修等を通して習得を試みている。</p>	初掲	<p>災害時における即応力を高めるため、今後、図上訓練の実施を検討する必要がある。</p>
【救急・救助活動の体制強化】			
8	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	1-1 より 再掲	<p>災害に対して効率的、かつ効果的な活動をするため、引き続き施設等の整備を進める。</p> <p>また、応援体制は整備され対応訓練を実施しているものの、応援体制の実働的な部分は未経験なため、対応訓練を実施していく必要がある。</p>
9	<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p>	1-1 再掲	<p>計画的な施設、装備等の更新を図り、定数に達していない団員の確保に努める。</p>
10	<p><救急・救助活動等の体制強化></p> <p>災害発生時における救命率の向上を図るため、定期に実施している地域メディカルコントロール協議会事例検討会や各種講習会を活用し、救急救命士及び救急隊員に対する指示・指導・助言体制の充実を図っている。</p> <p>また、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士再教育要領に基づき救急救命士の再教育を実施している。救急救命士以外の消防職員に対しても、救急に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急活動を実施できるよう各所属の業務の中で教育訓練を実施している。</p>		<p>災害時における救命率の向上を図るため、救急救命士を確保するとともに、再教育や指導救命士による教育等で救急救命士の資質向上を図る。</p> <p>また、救急救命士以外の消防職員に対しても、災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、引き続き、実効性が高く効果的な教育訓練を実施する。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	大規模災害発生時の応急体制の充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	町 防災関係機関		総務課人事 行政班	○
○	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営するとともに、防災関係機関と連携した適切な応急対応が実施できるよう、図上訓練を実施する。	町 防災関係機関		総務課人事 行政班	
	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 町 消防本部		消防署	○
	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町		消防署	
	災害時の救急体制のさらなる充実を図るため、引き続き、救急救命士の新規育成、指導救命士による救急救命士の教育を含めた救急救命士に対する再教育を進めていく。 また、救急救命士以外の消防職員に対しても、災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、引き続き、実効性が高く効果的な教育訓練を実施する。	消防本部 町		消防署	

リスクシナリオ			
2 - 3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】			
11	<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	2-1 より 再掲	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。
12	<救援物資等の受援体制の構築> 災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。	2-1 より 再掲	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
13	<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動を通じて啓発を行っている。	1-1 より 再掲	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
14	<防災訓練の推進> 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を検討している。	1-1 より 再掲	近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災会が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。
15	<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各地域に設立し、活動の充実強化を図っている。	1-1 より 再掲	さらなる地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図る必要がある。
16	<地区防災計画策定の推進> コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行っている。	1-1 より 再掲	地域防災力向上のため、地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行う必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	引き続き、応援機関の受入環境を整備するとともに、連絡・要請等の実施手順や手続等を確認し、訓練・研修等によりその実効性を高める。 また、緊急災害対策派遣隊(TEC-RORCE)等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町		総務課人事行政班	
○	物資等の受援を円滑に実施するための、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制を構築する。	町		総務課人事行政班	
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。	県 町		総務課人事行政班	
○	近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の避難訓練等の支援を実施する。	県 町		総務課人事行政班	○
○	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、県と連携を図りながら自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進する。	県 町	自主防災組織カバー世帯率 R2.4時点 56.7%	総務課人事行政班	
	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行う。	県 町		総務課人事行政班	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】			
1	<石油燃料供給の確保> 県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる医療機関、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。	2-1 再掲	災害発生時には青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
2	<緊急車両等への燃料供給の確保> 災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両等への燃料を確保するため、町内業者と石油燃料の優先供給に係る協定を締結している。		災害発生時において、緊急車両等への燃料の優先供給を確保するため、町内業者との連携体制を維持する必要がある。
3	<医療施設の燃料等確保> 災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両等への燃料を確保するため、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。		災害発生時において、燃料の優先供給を確保するため、引き続き青森県石油商業組合との連携体制を維持する必要がある。
【防災ヘリ・ドクターヘリの燃料の確保】			
4	<防災ヘリコプターの燃料確保> 大規模災害発生時等に防災ヘリコプターが継続して運航できるよう航空燃料を確保するため、青森空港内に所在する供給事業者及び県外からタンクローリー等での燃料搬送も可能な県外の供給事業者それぞれと協定を締結し、燃料供給体制を構築している。 また、各消防本部等に航空燃料を備蓄し、航空燃料の劣化を防ぐため定期的に燃料交換を行っている。		当消防本部管内で備蓄しているのは、五所川原消防署1カ所のみである。搬送可能な車両も消防本部に1台のみである。小泊消防署までは移動に1時間を有することから中泊管内での備蓄が必要である。
【道路施設の防災対策】			
5	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防ぐため、緊急車両・災害拠点病院等に対する燃料供給の確保や、輸送路の確保を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行う。	県 町		総務課人事 行政班	
○	災害発生時において、協定に基づき緊急車両等への燃料の優先供給を確保できるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新等を行う。	町		総務課人事 行政班	
○	災害発生時において、協定に基づき燃料の優先供給を確保できるよう、連絡体制に係る情報更新等を行う。	町 病院局		総務課人事 行政班	
	<p>備蓄燃料保管場所の耐震化・老朽化の状況を確認し、各消防本部等へ耐震化対策・老朽化対策を依頼する。</p> <p>また、消防本部等に備蓄している航空燃料の劣化を防ぐため、4ヶ月毎に交換を実施する。</p>	県 町 市 消防本部			
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		建設整備課 土木班	

リスクシナリオ			
2 - 4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	緊急輸送道路が破損した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
7	<p><町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 より 再掲	整備後、相当の年数を経過している農道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。
8	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p> <p>また、重要物流道路及び代替補・完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		建設整備課 土木班	
○	農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町		建設整備課 土木班	
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 町		建設整備課 土木班	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【帰宅困難者の避難体制の確保】			
1	<観光客等に対する広域避難の強化> 災害発生時に地域住民や観光客等が安全に避難できる避難所等を確保するため、指定避難所等の指定を行っている。		町内で開催されるイベントなどの期間中に災害が発生し、観光客等が帰宅困難となった場合、町の避難所だけでは十分に対応できないことが想定されるため、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難などの対応を検討する必要がある。
【支援物資等の供給体制の確保】			
2	<非常物資の備蓄> 災害発生時に被災者の飲料水を確保するため、庁舎に備蓄を行っている。 また、流通在庫備蓄による食料等の調達や資機材等の確保のため、民間事業者と災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。	2-1 より 再掲	引き続き、公的備蓄を進めていくとともに、住民等に家庭内備蓄について啓発する必要がある。 また、スーパー、飲料水メーカー等との物資供給に関する協定をさらに推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。
3	<応急給水資機材の整備> 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。	2-1 より 再掲	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っていく必要がある。
4	<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	2-1 より 再掲	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。
5	<救援物資等の受援体制の構築> 災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。	2-1 より 再掲	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。
【情報伝達の強化】			
6	<外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化> 外国人を含む観光客に対する防災情報提供の手段として、町が管理する施設等においてWi-Fiサービスを提供している。	1-6 より 再掲	多言語化（英語、中国語、韓国語、やさしい日本語）された防災情報を作成する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
<p>祭り期間中の災害発生等により、多数の県外来訪客等が避難できない事態や、避難生活が長期にわたること等により水・食料等の供給が不足する事態を防ぐため、避難場所や支援物資の供給を確保する。</p> <p>また、外国人観光客等に対する情報提供体制の強化等を図る。</p>					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時に町の避難所だけでは十分に対応できない場合も想定し、県と連携を図りながら、周辺町町村や隣県へ避難する広域避難等について検討する。	県 町		総務課人事 行政班	○
○	引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、物資供給に関する協定の締結を推進する。	県 町		総務課人事 行政班	
○	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急給水）の更新を図る。	水道事業 団		建設整備課 上下水道班	
○	引き続き、応援機関の受入環境を整備するとともに、連絡・要請等の実施手順や手続等を確認し、訓練・研修等によりその実効性を高める。 また、緊急災害対策派遣隊(TEC-RORCE)等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町		総務課人事 行政班	
○	物資等の受援を円滑に実施するための、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制を構築する。	町		総務課人事 行政班	
	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、多言語による情報の発信について検討する。	町		企画観光課 観光班	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2 - 6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【病院・福祉施設等の耐震化】			
1	<医療施設の耐震化> 災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の適正な維持管理を促進している。	1-1 より 再掲	県と連携し、適正な維持管理・改修等を促進する必要がある。
2	<社会福祉施設等の耐震化> 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	1-1 より 再掲	鶴田町保健福祉センター鶴遊館、小規模特別養護老人ホーム鶴のまどい、グループホーム8カ所の耐震化率は100%となっているが、今後は安全性を強化・確保するため、改修等による老朽化対策を推進する必要がある。
【災害発生時における医療提供体制の構築】			
3	<災害時医療の連携体制> 災害発生時において、病院としての適切な医療行為を確保するため、病院災害対策マニュアルの整備を行うとともに、BCP（事業継続計画）を作成し対応を検討している。 また、災害の発生により、医療機能が麻痺した場合に備えて、救護班の編成及び救護所の設置を地域防災計画で定めている。		関係機関からの支援及び派遣要請に対して人員不足が予想されるため、人員不足を想定した検討も必要である。 また、大規模災害が発生した際には、救護班のみでは不足する場合があることから、引き続き、公的医療機関や医師会と連携していく必要がある。
4	<医療従事者確保に係る連携体制> 町内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含め県へ応援を要請することとしている。	2-3 より 再掲	他市町村からの受入れ及び指揮することになるため、関係機関との情報共有するためのハード及びソフトを整備していく必要がある。
5	<お薬手帳の利用啓発> 災害発生時に医療施設が被災し、患者情報の確認が困難な場合でも、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けられるように、「おくすり手帳」の普及啓発を行っている。		持病者が災害時に必要な投薬を受けられるよう「お薬手帳」の作成・携行について啓発していく必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能の麻痺を防ぐため、病院・福祉施設等の耐震化を推進するとともに、医療圏単位での医療連携体制の構築や災害医療派遣等による連携体制の構築等を図る。					
また、避難に当たり配慮を要する方々に対する支援体制を構築する。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	引き続き、県と連携し、病院施設の適正な維持管理を促進する。	県 町			
	県及び町は、社会福祉施設等に係る耐震化のため、引き続き、安全性を強化・確保するため耐震改修や改築の実施を促進する。	県 町 社会福祉 法人等		健康保険課 国保介護班 町民生活課 福祉支援班	
	関係機関からの支援及び派遣要請にどのようなものが予想されるかを検討のうえ、マニュアルの見直しを進めていく。 また、大規模災害発生時に町の救護班が不足した場合に備え、防災訓練の実施などにより、公的医療機関や医師会との連携体制を強化する。	県 町		健康保険課 健康長寿班	
	災害発生時の医療提供体制確保のため、県や圏域で行われる会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制の強化を図る。	町		健康保険課 健康長寿班	
	災害発生時においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、「お薬手帳」の携行について普及啓発を図る。	県 町 薬剤師会		健康保険課 健康長寿班	

リスクシナリオ			
2 - 6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【避難者の健康対策】			
6	<p><避難所外避難者の対策></p> <p>災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。</p> <p>また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るため研修等を実施している。</p>		<p>車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する必要がある。</p> <p>また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。</p>
7	<p><長期間にわたる避難生活対策></p> <p>災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。</p> <p>また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るため研修等を実施している。</p>		<p>主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。</p>
【要配慮者への支援等】			
8	<p><要配慮者等への支援></p> <p>災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、県では、避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害福祉支援チーム（DCA T）の派遣体制を構築し、また、避難所等における要配慮者支援の重要性について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。</p>		<p>町では、県のDCA Tの派遣体制整備に向けて、県が開催する研修会や会議に参加するとともに、県の取組に協力していく必要がある。</p>
9	<p><男女のニーズの違いに配慮した支援></p> <p>女性の視点を地域防災計画へ反映させるため、鶴田町防災会議への女性委員の登用を推進している。</p>		<p>避難所では、生活環境が変化し、性別により役割分担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	引き続き、災害時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の体制や市町村との連携体制強化のため研修等を実施する。 また、被災者台帳作成のための事前準備を促すための支援を進めていく。	県 町		健康保険課 健康長寿班	
	災害発生時の中長期的なケア・健康管理を含めた災害時の保健医療活動を実施する体制を強化するため、引き続き、研修等の実施より保健医療調整本部の体制の強化及び市町村との連携の強化を行うと共に広域支援の受け入れ体制についても整備を進める。	県 町		健康保険課 健康長寿班	
	災害発生時における要配慮者の支援体制の整備に向けて、県は災害福祉支援チーム（D C A T）の養成研修を実施するとともに、県外からの支援受け入れ態勢について検討する。 ○ 町は、県のD C A Tの派遣体制整備に向けて、県が開催する研修会や会議に参加するとともに、県の取組に協力する。	県 町		町民生活課 福祉支援班	
	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営訓練等を実施する。	町		教育委員会 社会教育班	

リスクシナリオ			
2 - 6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
10	<p><心のケア体制の確保></p> <p>心の健康づくりを推進するため、こころの病気とその対応についての普及啓発や支援者の育成、子どもへのストレスの対処方法等の情報提供、相談窓口の周知を行っている。</p>		<p>災害時のストレスに対応する対処方法を整理し、心の健康づくりを推進していく必要がある。</p>
11	<p><児童生徒の心のサポート></p> <p>被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、県のスクールカウンセラーの派遣等を行っている。</p>		<p>スクールカウンセラーの確保が課題となっているため、災害発生時の迅速な対応や複数の学校への派遣など、児童生徒等の心のサポート体制を確保するため、計画的に進めていく必要がある。</p>
12	<p><外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化></p> <p>外国人を含む観光客に対する防災情報提供の手段として、町が管理する施設等においてWi-Fiサービスを提供している。</p>	1-6 より 再掲	<p>多言語化（英語、中国語、韓国語、やさしい日本語）された防災情報を作成する必要がある。</p>
13	<p><動物救護対策></p> <p>地域防災計画において、指定避難所における家庭動物及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じることとしている。</p>		<p>ペットの飼養に関する正しい知識やペットのしつけが十分でない場合、災害時のペットとの同行避難や避難所での適切な飼養が厳しくなることがあるため、ペットの災害対策の意義や平時から行う対策、災害時の行動等について、普及啓発を図る必要がある。</p>
【道路施設の防災対策】			
14	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	<p>災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>
15	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	<p>緊急輸送道路が破損した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点項目	対応方針 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	<p>災害時のストレスへの対応を含めた心の健康づくりを推進するため、引き続き、こころの病気とその対応についての普及啓発、ストレスの対処法等の情報提供、相談窓口の周知等を図る。</p> <p>また、災害発生時には、災害派遣精神医療チーム（DPAT）との役割分担を踏まえた心のケア実施の支援体制が必要となることから、役割分担を踏まえた連携体制を構築する。</p>	県 町		健康保険課 健康長寿班	
	<p>被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、県と連携して児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。</p>	県 町		健康保険課 健康長寿班	
	<p>外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、多言語による情報の発信について検討する。</p>	町		企画観光課 観光班	
	<p>災害時におけるペットの同行避難や平時の備え等について普及啓発を図るため、広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの作成等により周知するとともに、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主に対してペットの適正な飼養に関する助言・指導を行う。</p> <p>また、住民に対する理解促進のため、防災訓練等の機会に同行避難を想定した訓練を実施する。</p>	県 町		町民生活課 くらしの窓口班	
○	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	国 県 町		建設整備課 土木班	
○	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	県 町		建設整備課 土木班	

リスクシナリオ			
2 - 6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
16	<p><町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 より 再掲	整備後、相当の年数を経過している農道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。
17	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p> <p>また、重要物流道路及び代替補・完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町		建設整備課 土木班	
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 町		建設整備課 土木班	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【感染症対策】			
1	<p><避難所における衛生環境の維持></p> <p>避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、暖房等が必要であることから、町では、避難所運営に必要な資機材の不足に備え、市町村相互応援協定を締結しているほか、民間事業者等との協定による流通備蓄を進めている。</p>		<p>避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するため、水、食料、トイレ、暖房等の物資等について、公的備蓄を進めていくとともに、スーパー、メーカー、リース会社等と協力・連携する体制を構築する必要がある。</p>
2	<p><避難所における新型コロナウイルス感染症対策></p> <p>避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、迅速な対応ができるよう、対応マニュアルを策定中である。また、新型コロナウイルス感染症流行時の避難について、住民に対して広報による周知を行っている。</p>		<p>災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を実施する必要がある。</p>
3	<p><感染症への意識向上及び対応策の整備></p> <p>災害発生時に感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、平時から対応マニュアルを策定するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修及び訓練を実施している。</p> <p>また、感染症への意識向上のため、町民や関係者に対して教室等による普及啓発を実施している。</p>		<p>災害発生時における避難所等での感染症対策に係る普及啓発等については、これまで行われていないことから、今後、災害発生時に起こりうる感染症について各種研修及び訓練等を実施する必要がある。</p>
4	<p><予防接種の促進></p> <p>災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう、個別接種勧奨、普及啓発を行っている。</p>		<p>接種率の低い予防接種は、災害発生時に感染症の発生やまん延が起こる可能性が高いことから、予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。</p>
【下水道施設の機能確保】			
5	<p><下水道施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な維持管理を実施している。</p>	初掲	<p>供用開始が古い処理場・ポンプ場は、機械・電気設備が耐用年数を超えるものがあり、交換部品が製造されていないなど、今後の運転管理の不安や、処理の低下のリスクを抱えている。</p> <p>また、建築・土木構造物の中には現行の耐震基準に対し耐震性能が不足しているものもあることから、下水道施設の老朽化対策と耐震化を計画的に進めていく必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
被災地における疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、避難所における良好な生活環境の確保や平時における予防接種等を推進するとともに、下水道施設の機能確保を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、災害時の物資の調達に関する協定の締結を推進するとともに、受援体制の強化を図る。	県 町		総務課人事 行政班	
○	災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を検討する。	町		総務課人事 行政班	
	国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を検討する。	県 町		健康保険課 健康長寿班	
	県と連携し、予防接種の必要性について普及啓発を図る。	県 町		健康保険課 健康長寿班	
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づき老朽化した下水道施設の改築・更新を実施するとともに、耐震診断の結果に基づく施設の耐震化を図る。 管路施設については、今後も引き続き定期的に点検を行い、点検結果等を踏まえて改築・更新計画を策定する。	町	鶴田町下水道ストックマネジメント（H30）	建設整備課 上下水道班	

リスクシナリオ			
2 - 7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<p><農業・漁業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策></p> <p>集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場については機器不調の際、その都度部品交換や修繕で対応している。</p>	初掲	<p>農業集落排水施設全般の老朽化に伴う突発的トラブルにより、今後、汚水処理機能確保の困難が懸念されることから、早期の老朽化への対策が必要である。</p>
7	<p><下水道事業の業務継続計画の策定></p> <p>下水道施設が住民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期復旧することが必要不可欠であることから、業務継続計画を策定している。</p>	初掲	<p>災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、毎年度参集人員の想定や災害事例を研究し必要装備の確保を図るとともに、業務継続計画を見直す必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、施設の長寿命化計画である最適整備構想を策定し、その後は、策定された整備構想に基づき計画的に施設の改築・更新を行う。	町	鶴田町下水道ストックマネジメント (H30)	建設整備課 上下水道班	
	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、業務継続計画の見直しを行う。	町	鶴田町下水道ストックマネジメント (H30)	建設整備課 上下水道班	

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること			
リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【災害対応庁舎等における機能の確保】			
1	<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 町所有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の取組を進めている。	1-1 より 再掲	町所有の公共建築物やインフラ施設は、老朽化が進んでおり、長期的な視点で更新、統廃合や長寿命化を計画的に進める必要がある。
2	<役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎、消防署の耐震化を促進している。	1-1 より 再掲	防災拠点となる庁舎、消防署はそれぞれH3、H4に建設されており、新耐震基準の施設となっているが、老朽化が進んでおり、長期的な視点で長寿命化を計画的に進める必要がある。
3	<代替庁舎の確保・災害警備本部機能の移転訓練> 災害対策本部となる庁舎の耐震化は完了しているが、大規模災害により庁舎が使用不能となる不測の事態も想定し、業務継続計画において、旧水元中央小学校を代替庁舎として検討している。		大規模災害により庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、引き続き、代替施設の確保に努める必要がある。
4	<行政施設の非常用電源の整備> 庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	初掲	非常用電源設備等が整備済の施設においては、災害発生時に非常用電源等が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理及び更新をする必要がある。
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】			
5	<県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	1-3 より 再掲	県、町、防災関係機関間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。
6	<行政情報通信基盤の耐災害性の強化> 行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、停電時でも業務が継続できるようホストコンピュータやサーバーを設置しているコンピュータ室及び主要通信機器等に無停電電源装置経由で電源を供給している。		災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報システム機器等の適切な維持管理等を実施していく必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、庁舎等の耐震化・老朽化対策や情報通信基盤の耐災害性の強化を推進するとともに、業務継続計画の策定や応援・受援体制の構築等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を全庁的に推進する。	町		総務課財務班	
	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に庁舎の維持管理を行う。	町		総務課財務班	
○	引き続き、代替防災拠点確保を推進するとともに、災害対応能力の強化向上を図る。	町		総務課人事行政班	
	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。また、非常用電源の燃料確保にも努める。	県 町		総務課財務班	
○	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市町村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 町		総務課人事行政班	
○	災害・事故等発生時の業務継続確保を図るため、引き続き行政情報システム機器等の適切な維持管理等を実施する。	町		総務課人事行政班	

リスクシナリオ			
3 - 1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p><行政情報の災害対策></p> <p>災害発生等による行政データの毀損等を防止するため、バックアップデータの遠隔地バックアップを実施している。</p>		<p>大規模災害発生時において、行政データの毀損等を防止するため、バックアップデータの分散保管を実施していく必要がある。</p>
【行政機関の業務継続計画の策定】			
8	<p><業務継続計画の策定></p> <p>大規模な災害の発生により、役場機能が著しく低下する中であっても、速やかに災害対応業務を開始し、町民の命を守るとともに、最低限の行政サービスを継続して町民の生活を維持する体制を整えるため、業務継続計画の策定を行っている。</p>		<p>災害発生時には、業務量が急激に増加し、膨大なものとなることから、優先的に実施すべき業務を適切かつ迅速に実施するため、定期的に業務継続計画を更新する必要がある。</p>
【災害対策本部等機能の強化】			
9	<p><災害対策本部機能の強化></p> <p>大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講じるために設置する災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。</p>	2-3 再掲	<p>災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。</p>
【受援・連携体制の構築】			
10	<p><広域連携体制の構築></p> <p>災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県内全市町村による「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」を締結している。</p>		<p>青森県においては、市町村相互応援協定に基づく相互応援を実施したことがないため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続き等を定期的に確認していくとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化していく必要がある。</p>
11	<p><災害応援の受入体制の構築></p> <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>	2-1 再掲	<p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続き等を訓練により定期的に確認する必要がある。</p> <p>特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	大規模災害時における行政データ保全のため、遠隔地バックアップのほか、庁舎内でのバックアップシステムを構築する。	町		総務課財務班	
○	災害発生時に優先すべき業務を確実に実施できるよう、定期的に業務継続計画の更新を行っていく。	町		総務課人事行政班	
○	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	町		総務課人事行政班	
○	県内40市町村に青森県を加えた41自治体で新たに締結した「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等が記載されている「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」を定期的に確認するとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化していく。	県 町		総務課人事行政班	
○	引き続き、応援機関の受入環境を整備するとともに、連絡・要請等の実施手順や手続等を確認し、訓練・研修等によりその実効性を高める。 また、緊急災害対策派遣隊(TEC-RORCE)等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	県 町		総務課人事行政班	

リスクシナリオ			
3 - 1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【総合防災訓練の推進】			
12	< 総合防災訓練の実施 > 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関等参加の総合防災訓練を検討している。	2-3 より 再掲	近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の充実に向け、訓練を行っていく必要がある。
13	< 図上訓練の実施 > 災害対策本部の運営や防災関係機関との連携等、各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練の実施方法を研修等を通して習得を試みている。	2-3 より 再掲	災害時における即応力を高めるため、今後、図上訓練の実施を検討する必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	大規模災害発生時の応急体制の充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	町 防災関係機関		総務課人事 行政班	○
○	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営するとともに、防災関係機関と連携した適切な応急対応が実施できるよう、図上訓練を実施する。	町 防災関係機関		総務課人事 行政班	

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること			
リスクシナリオ 3-2 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【情報通信基盤の耐災害性の強化】			
1	<電気通信事業者・放送事業者の災害対策> 電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。		災害発生時において通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
2	<県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	1-3 より 再掲	県、町、防災関係機関間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。
3	<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加の総合防災訓練を検討している。	2-3 より 再掲	近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の充実に向け、訓練を行っていく必要がある。
【電力の供給停止対策】			
4	<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	初掲	停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
5	<行政施設の非常用電源の整備> 庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	3-1 より 再掲	非常用電源設備等が整備済の施設においては、災害発生時に非常用電源等が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理及び更新をする必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ 3-2 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止を防ぐため、行政情報通信基盤の耐災害性の強化や非常用電源の整備等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資機材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気通信事業者・放送事業者との連携を強化していく。	県 町 事業者		総務課人事 行政班	
○	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市町村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 町		総務課人事 行政班	
○	大規模災害発生時の応急体制の充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	県 町 防災関係 機関		総務課人事 行政班	○
○	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化を図るなど必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 町 事業者		総務課人事 行政班	
	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。 また、非常用電源の燃料確保にも努める。	県 町		総務課財務 班	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと			
リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【企業における業務継続体制の強化】			
1	<企業の業務継続計画作成の促進> 災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、ホームページで中小企業庁作成の「中小企業BCP策定運用指針」等を紹介するなど、民間事業者の業務継続計画策定に向けた普及啓発を行っている。	初掲	災害時に経済活動が停滞することがないように、中小企業等の業務継続計画の策定を促進しているが、業務継続計画を策定していない事業者に対し、商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発していく必要がある。
【農林水産物の移出・流通対策】			
2	<農林水産物の移出・流通対策> 災害発生時においても、農産物の集荷・分荷体制を確保するため、市場施設の整備や県内外の物流、販売関係者と信頼関係の構築を図っている。		災害発生時に物流機能が寸断され、農林水産物の集荷・分荷ができなくなることを防ぐため、引き続き、市場施設や農林水産業施設の整備を進めるとともに、物流・販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく必要がある。
【物流機能の維持・確保】			
3	<災害発生時の物流機能の確保> 災害発生時における救援物資等の輸送、受入れ、仕分け、保管等の物流機能確保のため、関係団体との協定を締結を検討する。		災害発生時に物流が十分機能できない可能性があるため、物流を担う団体との協定締結を進めていく必要がある。
4	<輸送ルートの代替性の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有を図る。	初掲	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図る必要がある。
【被災企業の金融支援】			
5	<被災企業への金融支援等> 県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」について、罹災中小企業の負担を軽減し、早期再建を支援するため、信用保証料を補給している。		罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、県の災害融資制度と連携を図る必要がある。また、政府系金融機関等からの借入れに必要な被災証明書を迅速に発行できる体制を整備する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するとともに、物流機能の維持・確保等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	県及び商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を図る。	県 町		企画観光課 観光班	
	農林水産物の集出荷体制を確保するため、計画的に市場施設や農林水産業施設の整備を進めるとともに、物流・販売関係者との強固な信頼関係の構築を図る。	県 町		産業課農業 振興班	
○	災害発生時において協定に基づく物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体と協定締結を図る。	町		総務課人事 行政班	
○	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図っていくことを検討する。	県 町		総務課人事 行政班	
	罹災した企業が早急に事業を再開できるよう、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」と連携するとともに、罹災証明書発行における初動体制を整備する。	町		企画観光課 観光班	

リスクシナリオ			
4 - 1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
7	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 再掲	<p>災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>
8	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 再掲	<p>緊急輸送道路が破損した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>
9	<p><町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 再掲	<p>整備後、相当の年数を経過している農道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。</p>
10	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p>	2-1 再掲	<p>地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。</p>

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		建設整備課 土木班	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		建設整備課 土木班	
○	農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町		建設整備課 土木班	
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	町		建設整備課 土木班	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと			
リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】			
1	<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	3-3 より 再掲	停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
3	<石油燃料供給の確保> 県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる医療機関、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。	2-1 より 再掲	災害発生時には青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
【企業における業務継続体制の強化】			
4	<企業の業務継続計画作成の促進> 災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、ホームページで中小企業庁作成の「中小企業BCP策定運用指針」等を紹介するなど、民間事業者の業務継続計画策定に向けた普及啓発を行っている。	4-1 より 再掲	災害時に経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の業務継続計画の策定を促進しているが、業務継続計画を策定していない事業者に対し、商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発していく必要がある。
【道路施設の防災対策】			
5	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
6	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	緊急輸送道路が破損した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、企業における業務継続体制の強化等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化を図るなど必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 町 事業者		総務課人事 行政班	
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行う。	県 町		総務課人事 行政班	
	県及び商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を図る。	県 町		企画観光課 観光班	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		建設整備課 土木班	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		建設整備課 土木班	

リスクシナリオ			
4 - 2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p><町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 より 再掲	整備後、相当の年数を経過している農道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。
8	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p>	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町		建設整備課 土木班	
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	町		建設整備課 土木班	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと			
リスクシナリオ 4-3 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
1	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
2	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	緊急輸送道路が破損した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
3	<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 再掲	整備後、相当の年数を経過している農道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。
4	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。	2-1 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
5	<幹線街路の整備> 市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、国・県と連携して幹線街路の整備を推進している。	1-1 再掲	災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携を図りながら、幹線街路の整備を推進する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、道路、鉄道、港湾・漁港、空港施設の防災対策の強化を図るとともに、高規格幹線道路等の整備を推進する。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		建設整備課 土木班	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		建設整備課 土木班	
○	農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町		建設整備課 土木班	
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	町		建設整備課 土木班	
	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携を図りながら、幹線街路の整備を推進する。	国 県 町		建設整備課 土木班	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと			
リスクシナリオ 4 - 4 食料等の安定供給の停滞			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【被災農林漁業者の金融支援】			
1	<被災農林漁業者への金融支援> 災害により被害を受けた農業者・漁業者の事業再開のため、利用可能な制度資金に関する情報を提供している。		被災農業者が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続の迅速化を図る必要がある。
【食糧流通機能の維持・確保】			
2	<食料市場の早期復旧体制の構築> 生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、地方卸売市場に対する助言・指導を行っている。		災害発生後においても、速やかに市場が開設されるよう、平時から他市場や市場関係者と連携し、市場再開に向けた体制を構築する必要がある。
【荒廃農地の発生防止・利用促進】			
3	<農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策> 産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。	初掲	安定した農業生産を確保するため、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施し、営農基盤の強化を図る必要がある。
【県産食料品の生産・供給体制の強化】			
4	<食料生産体制の強化> 農業については、荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。 漁業については、水揚量の増加を図るため、生産者に対する働きかけを行っている。	2-1 より 再掲	農業については、水稻、果物、野菜、花き、畑作物等多彩な農業生産が行われ、中でもコメとリンゴが主幹作物となっている。 災害発生時においても農産物が安定提供できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。
5	<多様なニーズに対応した県産品づくり> 多様化する消費者ニーズへの対応や農産物・水産物のブランド化の推進など、付加価値の高い生産を促進している。		輸出や販路拡大につながる可能性のあるGAPや有機栽培及び特別栽培など、消費者ニーズに対応した農業生産の普及を促進し、農産物のブランド化を図る必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
食料等の安定供給の停滞を防ぐため、自給食料の確保に向けて、平時から県産食料品の生産・供給体制の強化等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	被災農業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続きが速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。	県 町		産業課農業 振興班	
	災害発生時等においても業務を確実に継続できる体制を検討するとともに、被災者等への食品の確保・提供のための機能の充実を図る。	県 町		産業課農業 振興班	
	安定した農業生産を確保するため、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施し、営農基盤の強化を図る。	町		産業課農業 振興班	
	農業については、農業の振興と持続的発展を図るため、「第5次鶴田町総合計画」に基づき、自らの発想と戦略による特色ある農業施策を推進する。	町		産業課農業 振興班	
	輸出や販路拡大につながる可能性のあるGAPや有機栽培及び特別栽培など、消費者ニーズに対応した農業生産の普及を促進する。 付加価値の高い生産を促進のため、鶴田町ではスチューベンドウを、「冬ふどう つるたスチューベン」としてブランド化を推進する。	町		産業課農業 振興班	

リスクシナリオ			
4 - 4 食料等の安定供給の停滞			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<p><県産食料品の供給を支える人づくり></p> <p>安全・安心な農産物を供給していくため、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取組を実施している。</p>		<p>安全・安心な農産物を供給していくため、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成や新規就農者の掘り起こし等、労働力確保に向けた取組を実施する必要がある。</p>
7	<p><食料品製造業者の供給体制強化></p> <p>安全・安心な農産物を供給していくため、農業労働力の需給情報の収集・提供や人材の育成などにより、新規就農者の確保・育成に取り組んでいる。</p>		<p>安全・安心な農産物を安定供給するためには、後継者や新規就農者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから後継者の育成及び新規就農者の掘り起こしの必要がある。</p>
8	<p><農業・水産施設の老朽化対策></p> <p>農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、施設の長寿命化計画の策定を実施している。</p> <p>また、水産物の安定供給のため、漁港施設の老朽化対策を行っている。</p>	2-1 再掲	<p>作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、施設ごとの計画の策定を実施する必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-4 食料等の安定供給の停滞

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	農業を維持・発展させ、農産物を安定して供給するため、後継者の育成や新規就農者の掘り起こし等、労働力確保に向けた取組を実施する。	町		産業課農業振興班	
	基幹産業である農業の成長産業化に向けて、農業に必要な技能等についての情報発信や、農業就業希望者と農業者との橋渡しを行う。	県 町		産業課農業振興班	
	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、施設ごとの計画の策定を実施する。老朽化した漁港施設の機能保全に向けて、計画的に老朽化対策を実施する。	県 町 土地改良区		産業課農業振興班	

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】			
1	<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	3-3 より 再掲	停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
2	<避難所等への燃料供給の確保> 災害発生時に避難所等への燃料等供給を確保するため、一般社団法人青森県エルピーガス協会との間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書」を締結している。	2-1 より 再掲	災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、引き続き、一般社団法人青森県エルピーガス協会との連携体制を維持する必要がある。
3	<企業の業務継続計画作成の促進> 災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、ホームページで中小企業庁作成の「中小企業BCP策定運用指針」等を紹介するなど、民間事業者の業務継続計画作成に向けた普及啓発を行っている。	4-1 より 再掲	災害時に経済活動が停滞することがないように、中小企業等の業務継続計画の策定を促進しているが、業務継続計画を策定していない事業者に対し、商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発していく必要がある。
4	<石油燃料供給の確保> 県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる医療機関、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。	2-1 より 再掲	災害発生時においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
【再生可能エネルギーの導入促進】			
5	<再生可能エネルギーの導入> 庁舎に太陽光発電システムを設置するなど、再生可能エネルギーの導入に取り組んでいる。		地域分散型エネルギーシステムの構築による防災力・災害時の応急対応力の強化の観点から、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入を促進・活用していく必要がある。
【道路施設の防災対策】			
6	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化を図るなど必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 町 事業者		総務課人事 行政班	
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に燃料が供給されるよう、連絡体制に係る情報更新を行う。	町		総務課人事 行政班	
	県及び商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を図る。	県 町		企画観光課 観光班	
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行う。	県 町		総務課人事 行政班	
	災害の発生による電源喪失時にも活用が見込まれる再生可能エネルギーについて、家庭や事業所等での太陽光発電等の普及促進に努める。	町 事業者		企画観光課 まちづくり 班	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		建設整備課 土木班	

リスクシナリオ			
5 - 1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	<p>緊急輸送道路が破損した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>
8	<p><町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 より 再掲	<p>整備後、相当の年数を経過している農道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。</p>
9	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p>	2-1 より 再掲	<p>地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。</p>

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		建設整備課 土木班	
○	農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町		建設整備課 土木班	
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	町		建設整備課 土木班	

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ 5 - 2 上水道等の長期間にわたる機能停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【水道施設の防災対策】			
1	<水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。	2-1 より 再掲	人口減少を踏まえた計画策定や、アセットマネジメント（資産管理）を活用し、施策を推進する必要がある。
2	<水道施設の応急対策> 災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図っている。	2-1 より 再掲	災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水を再開するため、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図る必要がある。
3	<水道事業者の業務継続計画の策定> 災害時における水道の安定供給を継続するため、事業継続計画（BCP）を策定し、毎年度見直しを行っている。		人事異動等による職員への周知徹底を図る必要があることから、事業継続計画（BCP）にかかる職員及び関係団体への研修や、定期的な訓練を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
上水道等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道施設等の耐震化・老朽化対策や、早期復旧のための体制の整備等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。	県 市町村等 水道事業者	鶴田町水道事業ビジョン（H27）	建設整備課 上下水道班	
○	災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き、必要に応じ、応急復旧体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急復旧）の更新を図る。	県 市町村等 水道事業者	鶴田町水道事業ビジョン（H27）	建設整備課 上下水道班	
○	事業継続計画（BCP）の周知徹底を図るため、職員及び関係団体への研修を実施する。 また、計画の実効性を高めるため、定期的な訓練を実施し、訓練の反省とともに、適宣、計画の見直しを行う。	県 市町村等 水道事業者		建設整備課 上下水道班	

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ 5 - 3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【下水道施設の機能確保】			
1	<p><下水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な維持管理を実施している。</p>	2-7 より 再掲	<p>供用開始が古い処理場・ポンプ場は、機械・電気設備が耐用年数を超えるものがあり、交換部品が製造されていないなど今後の運転管理の不安や処理の低下のリスクを抱えている。</p> <p>また、建築・土木構造物の中には現行の耐震基準に対し耐震性能が不足しているものもことから、下水道施設の老朽化対策と耐震化を計画的に進めていく必要がある。</p>
2	<p><下水道事業の業務継続計画の策定> 下水道施設が住民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期復旧することが必要不可欠であることから、業務継続計画を策定している。</p>	2-7 より 再掲	<p>災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、毎年度参集人員の想定や災害事例を研究し必要装備の確保を図るとともに、業務継続計画を見直す必要がある。</p>
3	<p><農業・漁業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策> 集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場については機器不調の際、その都度部品交換や修繕で対応している。</p>	2-7 より 再掲	<p>農業集落排水施設全般の老朽化に伴う突発的トラブルにより、今後、汚水処理機能の確保が懸念されることから、早期の老朽化への対策が必要である。</p>
4	<p><農業・漁業集落排水施設等の耐災害性の確保> 災害時における下水道機能の継続・早期回復に際し、平時から対応体制を備えておくため、業務継続計画を策定している。</p>		<p>災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、毎年度参集人員の想定や災害事例を研究し必要装備の確保を図るとともに、業務継続計画を見直す必要がある。</p>
5	<p><避難所等におけるトイレ機能の確保> 災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、仮設トイレ等の確保に係る検討を進めている。</p>		<p>現在、災害発生時は避難所等に設置されている既設のトイレの活用が中心となっていることから、汚水処理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持できるよう、仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等の数量、及び調達方法を予め定めておく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ 5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設や農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策等の推進を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水道施設の改築・更新を実施するとともに、耐震化診断の結果に基づく施設の耐震化を図る。 管路施設については、今後も引き続き定期的に点検を行い、点検結果を踏まえて改築・更新計画を策定する。		鶴田町下水道ストックマネジメント (H30)	建設整備課 上下水道班	
○	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、業務継続計画の見直しを行う。	町	鶴田町下水道ストックマネジメント (H30)	建設整備課 上下水道班	
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、施設の長寿命化計画である最適整備構想を策定し、その後は、最適整備構想に基づき、計画的に施設の改築・更新を行う。	町	鶴田町下水道ストックマネジメント (H30)	建設整備課 上下水道班	
	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。	町	鶴田町下水道ストックマネジメント (H30)	建設整備課 上下水道班	
○	災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレの調達について、民間事業者との協力体制を構築するとともに、家庭における携帯トイレの備蓄についての普及啓発を図る。	町		総務課人事 行政班	

リスクシナリオ			
5 - 3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【合併処理浄化槽への転換の促進】			
6	<p><合併処理浄化槽への転換の促進></p> <p>老朽化した単独処理浄化槽等から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、公共下水道や漁業集落排水の事業計画区域外の住宅（新築は除く。）を対象に、費用の一部を助成する浄化槽補助金制度を設けるとともに、広報やホームページにより当該制度の周知に努めている。</p>		<p>依然として多くの老朽化した単独処理浄化槽が残っていることから、災害発生時に備え、単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換の必要性について検討を行い、結果を踏まえて移行計画を策定し、災害対応力の向上を図る。	町		建設整備課 上下水道班	

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ 5 - 4 地域交通ネットワークが分断する事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
1	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
2	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	緊急輸送道路が破損した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
3	<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 再掲	整備後、相当の年数を経過している農道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。
4	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。	2-1 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【公共交通・広域交通の機能確保】			
5	<災害時における公共交通の安定供給の確保> 災害発生時等の公共交通の安定供給の確保のため、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携による情報共有を図っている。		災害発生時の移動手段として各交通機関の運行情報を迅速かつ円滑に情報発信するため、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関とのさらなる連携強化を図る必要がある。
6	<地域公共交通の確保> 地域公共交通の維持を図るため、青森県地域公共交通再編指針に基づき、運行事業者、県及び沿線市町で再編を図っている。		災害時における被災者を支える交通サービスを確保するため、平時から地域交通を維持していく必要がある。
【公共交通・広域交通の機能確保】			
7	<広域交通の確保（鉄道）> 災害発生時等に地域公共交通網が分断された場合の広域交通の確保のため、J Rと情報共有を図っている。		災害発生時に地域公共交通網が分断された場合に、円滑に広域交通が確保されるよう、J Rと情報共有を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-4 地域交通ネットワークが分断する事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、道路施設や鉄道施設の防災対策を推進するとともに、バス路線等の維持を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		建設整備課 土木班	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		建設整備課 土木班	
○	農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町		建設整備課 土木班	
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	町		建設整備課 土木班	
	災害発生時等の公共交通の安定供給の確保のため、引き続き、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携による情報共有を図る。	町		企画観光課 まちづくり班	
	災害に備え、被災者の生活を支える地域公共交通を維持していくため、引き続き、青森県地域公共交通再編指針に基づき、運行事業者、県及び沿線市町で再編を検討する。	町		企画観光課 まちづくり班	○
	災害発生時等に地域公共交通網が分断された場合に円滑に広域交通が確保されるよう、引き続き、JRと一層の情報共有を図る。	町		企画観光課 まちづくり班	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと			
リスクシナリオ 6-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【ため池、ダム等の防災対策】			
1	<ため池・調整池施設の耐震化・老朽化対策> ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、国・県・土地改良区と連携し、ため池の耐震性能等に関する調査・対策を促進している。	1-1 再掲	国・県・土地改良区と連携を図りながら、耐震化・老朽化対策等、今後必要となる対策を促進する必要がある。
2	<ため池・調整池の防災対策> 将来にわたるため池の機能発揮に向けて、国・県・土地改良区と連携し、定期的な点検等を促進している。	1-3 再掲	ため池施設の多くは、老朽化による機能低下が進んでいるため、国・県・土地改良区と連携し、施設の損壊、機能不全を防止するため計画的な点検、改修を促進する必要がある。
3	<ため池ハザードマップの作成> 下流に人家や公共施設等があり、規模の大きいため池について、災害等により決壊した場合の人命の安全を確保するため、ため池ハザードマップの整備を推進する。		下流に人家や公共施設等があり、ため池が決壊した場合、人命に関わるため池があることから、ハザードマップの作成を進めているが、作成していないため池もある。
【防災施設の機能維持】			
4	<農山村地域における防災対策> 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	再掲	洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、ダム施設、防災施設等の老朽化対策等を推進するとともに、ため池ハザードマップの作成により危険地区の周知や防災意識の醸成を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	青森県ため池安全・安心力アップ中期プランに基づき、国・県・土地改良区と連携を図りながら、今後必要となる対策を促進する。	国 県 町 土地改良区		建設整備課 土木班	
	ため池について、国・県・土地改良区と連携し、計画的な点検・改修を促進する。	国 県 町 土地改良区		建設整備課 土木班	
○	ため池が決壊した場合の下流域の安全を確保するため、該当するため池のハザードマップの作成を行う。	町		建設整備課 土木班	
○	<p>荒廃地（荒廃するおそれのある場所含む）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。</p> <p>畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。</p>	県 町		建設整備課 土木班	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと			
リスクシナリオ 6 - 2 有害物質の大規模流出・拡散			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【有害物質流出時の処理体制の構築】			
1	<p><有害物質流出時の処理体制の構築></p> <p>有害物質が河川等に流出した場合の迅速な処理を行うため、県管理河川において水質事故等発生時の連絡体制が構築されている。</p>		<p>災害発生時に、有害物質が河川等に流出した場合、健康被害の発生や水質汚濁等の二次災害の発生を防止するため、関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努める。</p>
2	<p><有害物質の大規模流出・拡散対応></p> <p>有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が出動し、対応している。</p>		<p>災害時には事態を早期に収束させるため、関係機関との連携を強化し、対応力の向上を図る必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
有害物質の大規模流出・拡散による二次災害の発生を防ぐため、有害物質取扱事業所等に対する監視・検査指導等を通じた流出・拡散防止対策の推進や、坑廃水処理関係施設の稼働の確保等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時の有害物質の流出・拡散時に、速やかに汚染の度合いを把握し、迅速な処理が行えるよう、引き続き連絡体制を維持するとともに緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	県 町		町民生活課 くらしの窓口班	
	有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等のため、資機材の整備を進め、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関との連携を強化し、複合的な対策の強化を図る。	県 消防本部 町		消防署	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと			
リスクシナリオ 6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【荒廃農地の発生防止・利用促進】			
1	<農地利用の最適化支援> 荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。		軽度の荒廃農地であれば再生できるとともに、耕作者を探すなどの対応が可能であるが、長期間放置された荒廃農地は耕作できる農地に復元することが不可能な場合が多いので、早期の対策が望まれます。
2	<農地の生産基盤の整備推進> 荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や用排水対策など生産基盤の整備や適切な維持管理を支援している。		農地の耕作条件を改善するためには農地の基盤整備が重要ですが、整備費に国や県の支援があるものの、農家の負担が少なからず発生し経営を圧迫することにつながりかねない状況にあると思います。
3	<農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策> 産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。	4-5 より 再掲	安定した農業生産を確保するため、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施し、営農基盤の強化を図る必要がある。
【森林資源の適切な保全管理】			
4	<森林の計画的な保全管理> 国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進している。		森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、除間伐などにより、適切な森林環境の整備を図る必要がある。
5	<森林整備事業等の森林所有者への普及啓発> 森林組合等を対象とした説明会や巡回指導などの普及啓発活動を実施している。		森林を良好な状態で次世代に引き継ぐためには、森林所有者の理解が不可欠であるため、これまで以上に森林整備の必要性等について、森林所有者への普及啓発活動を強化する必要がある。
【農山村地域における防災対策】			
6	<農山村地域における防災対策> 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	1-4 より 再掲	洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、荒廃農地の発生防止・利用促進や森林資源の適切な保全管理を推進するとともに、砂防・治山施設等の老朽化対策等を実施する。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進するとともに、農地耕作条件改善事業等を活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。	県 町	担い手が利用する農地面積の割合 荒廃農地面積	産業課農地班	
	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基盤の整備や維持管理を支援する。	県 町	水田整備率（30a程度以上）	産業課農地班	
	安定した農業生産を確保するため、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施し、営農基盤の強化を図る。	町		産業課農業振興班	
	森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、除間伐などにより、適切な森林環境の整備を図る。	県 町	再造林割合	産業課農業振興班	
	森林整備事業等の推進に向けて、引き続き、森林組合等を対象とした説明会や巡回指導を行うほか、再造林のPRリーフレットを整備し、森林所有者等への普及啓発活動を実施する。			産業課農業振興班	
○	荒廃地（荒廃するおそれのある場所含む）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。	県 町		建設整備課 土木班	

リスクシナリオ			
6 - 3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【農林水産業の生産基盤の防災対策】			
7	<p><農業・水産施設の老朽化対策></p> <p>農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、県の技術的な支援等を受け、施設の長寿命化計画を策定する。</p> <p>水産物の安定供給のため、漁港施設の老朽化対策を行っている。</p>	2-1 より 再掲	<p>まだ長寿命化計画を策定していない施設があることから、取組を促進していく必要がある。</p> <p>対策が講じられていない漁港施設があることから、老朽化対策を実施する必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	<p>農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、県の技術的な支援を受け、施設ごとの計画を策定し、長寿命化を図る。</p> <p>老朽化した漁港施設の機能保全に向けて、計画的に老朽化対策を実施する。</p>	県町		産業課農業振興班	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと			
リスクシナリオ 6 - 4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【風評被害の発生防止】			
1	<p><正確な情報発信による風評被害の防止></p> <p>当町の農産物・畜産物・水産物の安全・安心をアピールするため、県が実施している放射性物質のモニタリング結果を情報提供している。</p>		<p>災害発生時の風評被害の防止に向けて、迅速な放射性物質検査の実施と情報開示のため、関係機関と連携し、ウェブサイトやSNSを通じた情報発信の仕組みを検討するなど、複数での情報発信体制の強化を図る必要がある。</p>
2	<p><安全・安心な生産・流通システムの構築></p> <p>生産から流通、加工に至る過程での高度な品質・衛生管理により、消費者の信頼を得ることが風評被害の防止につながることから、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいる。</p>		<p>災害発生時の風評被害防止に向けて、消費者の信頼を得るため、生産・流通・加工に関わる関係者と連携・協力しながら、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいくとともに、積極的な情報発信により、農産物・水産物の認知度向上を図る必要がある。</p>
【風評被害の軽減対策】			
3	<p><風評被害の軽減対策></p> <p>東日本大震災時には、県産品の安全性を確認するとともに、消費者の信頼を確保するため、放射性モニタリング調査を実施し、県のホームページに公表している。</p>		<p>災害発生等により風評被害が発生した場合には、直ちに正確な情報を発信するなど被害軽減のための活動を実施し、速やかに風評被害を根絶する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
風評被害等による地域経済等への甚大な影響の発生を防ぐため、平時より県産品に関する正確な情報を発信する体制の整備や、物流関係者との信頼関係の構築等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害発生時の風評被害の防止に向けて、迅速な放射性物質検査の実施と情報開示のため、関係機関と連携を強化し、ウェブサイトやSNSを通じた情報発信の仕組みを検討するなど、複数での情報発信体制の強化を図る。	県 町		産業課農業 振興班	
	災害発生時の風評被害防止に向けて、生産・流通・加工に関わる関係者と連携・協力しながら、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいくとともに、積極的な情報発信により、農産物・水産物の認知度向上を図る。	町 事業者		産業課農業 振興班	
	災害発生等による風評被害が発生した場合には、平時において構築された情報発信・連携体制を最大限に活用して早急に正確な情報を発信し、風評被害を根絶する。	県 町		産業課農業 振興班	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【災害廃棄物の処理体制の構築】			
1	<p><災害廃棄物処理計画の策定> 災害廃棄物について、衛生環境の保全及び公衆衛生条の支障防止の観点から、関係機関等と連携を図りながら、災害廃棄物の円滑・迅速な処理の推進を図るため、災害廃棄物処理計画の策定が必要である。</p>		<p>災害廃棄物は一般廃棄物とされ、町が処理を担うことから、青森県災害廃棄物処理計画や町地域防災計画などと整合性を図りつつ、災害時に円滑な処理が実施されるよう、平時から迅速な処理に向け、体制の整備や処理方法等について検討し、実効性のある計画とする必要がある。</p>
2	<p><災害廃棄物等の処理に関する連携の強化> 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の推進を図るため、災害廃棄物処理計画策定時には、平時の備えとして、関係市町村や関係団体、関係機関等との連携を進めるため協定を締結することが必要である。</p>		<p>広域処理も含め、災害廃棄物の円滑な処理を行うため、情報を共有するなど、県や他市町村、関係団体との連携を強化する必要がある。</p>
3	<p><家庭系災害廃棄物の収集・運搬対策> 災害発生時におけるごみの収集及び運搬については、円滑かつ迅速な処理の推進を図るため、災害廃棄物処理計画策定時には、平時の備えとして、関係事業者や関係団体との連携を進めるため協定を締結することが必要である。</p>		<p>災害廃棄物の円滑な収集・運搬を行うため、関係事業者や関係団体との連携を強化する必要がある。</p>
4	<p><農林水産業に係る災害廃棄物等の処理に関する連携の強化> 農業用資材廃棄物の適正処理推進のため、農協、資材業者、ごみ処理業者等、関係機関との連携を図る必要がある。</p>		<p>農業資材等の廃棄物が適正に処理される必要があるため、関係事業者や関係団体との連携を強化する必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、災害廃棄物等の処理に関する連携体制の強化等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	災害廃棄物の適正処理の確保と円滑かつ迅速な処理に向けて、災害廃棄物処理計画の策定を進める。	町		町民生活課 くらしの窓口班	
	災害発生時において、災害廃棄物の処理が円滑になされるよう、関係市町村、関係機関、関係団体等との連携を図る。	町		町民生活課 くらしの窓口班	
	災害発生時において、円滑に家庭系災害廃棄物が収集・運搬されるよう関係事業者や関係団体との連携強化を図る。	町		町民生活課 くらしの窓口班	
	災害発生時に農業資材等廃棄物が適切に処理されるようにするため、引き続き関係機関との連携体制の強化を図る。	町		町民生活課 くらしの窓口班	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防災ボランティア受入体制の構築】			
1	<防災ボランティア受入体制の構築> 災害ボランティアのスムーズな受入のため、社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、運営マニュアル等の作成を検討している。		災害ボランティアセンターについては、町社会福祉協議会の協力を得ながら開設・運営する必要があることから、関係機関との平時からの連携や情報共有を図る必要がある。
2	<防災ボランティアの育成> 災害発生時には、被災者のニーズとボランティアのニーズの調整役を行う災害ボランティアコーディネーターの役割が重要となることから、その育成に係る取組について、他自治体の事例等も参考にしながら検討を行っている。		災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し円滑な救援活動ができるよう、「調整役」となる災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図る必要がある。
【技術職員等の確保】			
3	<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	再掲	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。
【農林水産業の担い手の育成・確保】			
4	<農林水産業の担い手育成・確保> 安全・安心な農産物を供給していくため、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取組を実施している。		基幹産業である農業の振興と持続的発展に向けて、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、担い手の育成・確保に取り組む必要がある。
【地域防災力の向上】			
5	<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各地域に設立し、活動の充実強化を図っている。	再掲	さらなる地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること
 リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、受援・連携体制の構築を図るとともに、建設業・農林水産業の担い手の育成・確保や産業を支える人材の育成等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害ボランティアのスムーズな受入のため、社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、実効性のあるマニュアル等の作成を進めるとともに、訓練等を通じて平時より関係機関との連携体制を確立する。	町 町福祉協議会		総務課人事 行政班	
○	災害ボランティアセンターの円滑な運営においては、コーディネーターが重要な役割を担うことから、県が主催する研修会への積極的な参加を促すとともに、町民を対象とした研修会の実施についても検討する。	県 町		総務課人事 行政班	
○	引き続き、応援機関の受入環境を整備するとともに、連絡・要請等の実施手順や手続等を確認し、訓練・研修等によりその実効性を高める。 また、緊急災害対策派遣隊(TEC-RORCE)等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町		総務課人事 行政班	
	基幹産業である農業の振興と持続的発展に向けて、引き続き、担い手の育成・確保に取り組む。	町		産業課農業 振興班	
○	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、県と連携を図りながら自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進する。	県 町	自主防災組織カバー世帯率 R2.4時点 56.7%	総務課人事 行政班	

リスクシナリオ			
7 - 2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	再掲	<p>災害に対して効率的、かつ効果的な活動をするため、引き続き施設等の整備を進める。</p> <p>また、応援体制は整備され対応訓練を実施しているものの、応援体制の実働的な部分は未経験なため、対応訓練を実施していく必要がある。</p>
7	<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団員の確保のため、機能別団員制度を導入し、消防団員の確保に努めている。</p>	再掲	<p>計画的な施設、装備等の更新を図り、定数に達していない団員の確保に努める。</p>

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること
 リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
	<p>国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。</p> <p>また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。</p>	<p>県 町 消防本部</p>		<p>消防署</p>	○
	<p>引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。</p>	<p>県 町</p>		<p>消防署</p>	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【応急仮設住宅の確保等】			
1	<p>< 応急仮設住宅の迅速な供給 > 災害発生時において、迅速に応急仮設住宅を供給するため、応急仮設住宅の標準設計を検討している。</p>		<p>応急仮設住宅の建設に関する具体的な手順等が定められていないことから、建設に関する具体的な整備マニュアルを作成する必要がある。</p> <p>また、災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅が把握されていないことから、提供可能な民間賃貸住宅の具体的なリストを作成する必要がある。</p>
【地域コミュニティ力の強化】			
2	<p>< 地域防災力の向上・コミュニティ再生 > 地域防災力の要となる自主防災組織は、地域コミュニティと関係が深く、有機的なつながりがあることから、その中心となる町内会に自主防災組織設立の依頼を行っている。</p>		<p>地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下が懸念されることから、自助・共助の中心となる町内会の人材育成に取り組む必要がある。</p>
3	<p>< 地域コミュニティ力の強化 > 地域防災力の要となる自主防災組織は、地域コミュニティと関係が深く、有機的なつながりがあることから、その中心となる町内会の基盤強化に取り組んでいる。</p>		<p>地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下が懸念されることから、自助・共助の中心となる町内会の人材育成に取り組む必要がある。</p>
4	<p>< 農山漁村の活性化 > 「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付、その一環として地域力の再生を実現するための取組を推進している。</p>		<p>人口減少が進む中、農山漁村が有する自然・景観・文化などの地域資源を将来に引き継いでいくためには、自立した農林水産業の確立を図りながら地域コミュニティ機能の維持・再生に取り組んでいく必要がある。</p>
5	<p>< 地域コミュニティを牽引する人材の育成 > 地域防災力の強化には、町内会等地域コミュニティの再生、活性化が不可欠であるため、人材育成への取組を検討している。</p>		<p>地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下が懸念されることから、自助・共助の中心となる町内会の人材育成に取り組む必要がある。</p>
6	<p>< 消防団の充実 > 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p>	再掲	<p>計画的な施設、装備等の更新を図り、定数に達していない団員の確保に努める。</p>

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅を迅速に供給する体制を確保するとともに、地域コミュニティ・農山漁村の活性化や地域を支えるリーダーの育成等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害発生時に、より迅速に応急仮設住宅を供給するため、県と連携して整備マニュアルの手法について学ぶとともに、関係団体と連携して災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅のリストアップについても今後検討する。	県 町		建設整備課 土木班 総務課 人事行政班	
	地域コミュニティの持続と活性化に向けて、行政推進員連合会や防災関係機関と連携し、組織強化に取り組む。	県 町		総務課人事 行政班	
	地域コミュニティの持続と活性化に向けて、行政推進員連合会や防災関係機関と連携し、組織強化に取り組む。	町		総務課人事 行政班	
○	あおり環境公共推進基本方針に基づき、公共事業のプロセスに、農林漁業者はもとより地域住民の参加を促進し、水路の泥上げや草刈りなどの作業を通じて、こうした多様な主体(地区環境公共推進協議会)の参加の下で、自らは行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生を実現する。	県 町		建設整備課 土木班	
	地域コミュニティの持続と活性化に向けて、地域コミュニティをけん引するリーダーの育成に取り組む。	町		総務課人事 行政班	
	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町		消防署	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ 7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
1	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
2	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が破損した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
3	<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している農道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。
4	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【代替交通・輸送手段の確保】			
5	<代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有を図る。	再掲	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図る必要がある。
6	<代替輸送手段の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有を図る。	再掲	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図る必要がある。
【物流機能の維持・確保】			
7	<輸送ルートの代替性の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有を図る。	再掲	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、鉄道の運行確保や代替交通・輸送手段の確保を図るとともに、道路施設の防災対策や高規格幹線道路等の整備を推進する。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	担当課	連携項目
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町		建設整備課 土木班	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町		建設整備課 土木班	
○	農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	町		建設整備課 土木班	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県			
○	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図っていくことを検討する。	県 町		総務課人事 行政班	
○	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図っていくことを検討する。	県 町		総務課人事 行政班	
○	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図っていくことを検討する。	県 町		総務課人事 行政班	

五所川原圏域三市町国土強靱化地域計画に関する主な事業（鶴田町）

令和 3 年 1 月 10 日時点

番号	事業計画名等	事業概要	実施主体	該当する 対応方針	該当する リスクシナリオ
1	大規模改造	老朽化に伴う補修等、既存の学校建物の改修。（老朽改修、トイレ改修、障害児対策等）	教育委員会 学務総務班 社会教育班	公立学校施設等の耐震化・老朽化対策	1-1
2	大規模改造	老朽化に伴う補修等、既存の学校建物の改修。（老朽改修、トイレ改修、障害児対策等）	教育委員会 学務総務班	学校施設等の非構造部材の耐震化	1-1
3	公共施設等適正管理推進事業	個別施設計画（道路）に基づく道路補修整備事業。	建設整備課 土木班	緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策	1-1,2-1,2-2, 2-4,2-6,4-1, 4-2,4-4,5-1, 5-4,7-4
4	公共施設等適正管理推進事業	個別施設計画（道路）に基づく道路補修整備事業。	建設整備課 土木班	緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策	1-1,2-1,2-2, 2-4,2-6,4-1, 4-2,4-4,5-1, 5-4,7-4
5	五所川原圏域空き家バンク	五所川原圏域への移住促進や空き家の流動化を図ることを目的として、利活用可能な空き家を空き家バンクへ登録し、空き家を買いたい人とのマッチングを行っている。	総務課 人事行政班	空き家対策	1-1
6	豪雪対策事業	鶴田六郷線・妙堂崎鶴田線道路改良事業。	建設整備課 土木班	防雪施設の整備	1-5
7	社会資本整備総合交付金	除雪対策事業。	建設整備課 土木班	除排雪体制の強化	1-5
8	避難所感染対策資機材購入事業	避難所における防災用資機材を購入する。	総務課 人事行政班	避難所等におけるトイレ機能の確保	5-3
9	農地中間管理事業等	農地中間管理機構が農業委員会等と連携して担い手への農地の集積を推進する。	産業課 農地班	農地利用の最適化支援	6-3
10	経営体育成基盤整備事業等	ほ場整備事業を契機として担い手へ農地の集積・集約を推進する。	産業課 農地班	農地の生産基盤の整備推進	6-3

五所川原圏域三市町国土強靱化地域計画

附属資料

令和3年3月

鶴田町 総務課人事行政班

〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 200 番地 1

TEL : 0173-22-2111 FAX : 0173-22-6007
